



CCSBT-EC/1710/12

## CCSBT Strategic Plan CCSBT 戦略計画

### Purpose 目的

To consider implementation issues in relation to the CCSBT Strategic Plan.  
CCSBT 戦略計画の実施上の課題について検討する。

### Introduction 序論

An updated CCSBT Strategic Plan was adopted by the Annual Meeting of the Extended Commission (EC) during October 2015. The Strategic Plan contains a five-year Action Plan that specifies when the different strategies (action items) of the Strategic Plan should be implemented. Most of the action items are being dealt with in various meetings of the CCSBT. This paper considers five action items specified for 2017 that are not considered elsewhere in these meetings.

改定 CCSBT 戦略計画は、2015 年 10 月の拡大委員会 (EC) 年次会合において採択されたものである。戦略計画には 5 年間の行動計画が含まれており、戦略計画におけるそれぞれの戦略 (行動事項) の実施時期が特定されている。行動事項の多くは、CCSBT の各種会合において対応される予定である。本文書では、2017 年に予定されているものの、これらの会合のいずれでも検討されていない 5 つの事項について検討する。

### Action Items for 2017 2017 年の行動事項

#### **(1) Revised risk classifications assigned to each type of CCSBT data to enable sharing of appropriate datasets (very high priority in the Strategic Plan)**

**適切なデータセットの共有を可能とするための、CCSBT の各種データに割り当てられたリスク区分の改正 (戦略計画上の優先度：非常に高い)**

The Strategic Plan contains an action item to: “Review rules for commercially confidential scientific data to encourage sharing of these data in order to harmonise activities with other RFMOs and improve the functioning of the Commission.” This item was considered in the Secretariat’s paper CCSBT-EC/1610/11 to CCSBT 23. That paper noted that the CCSBT’s Rule and Procedures for the Protection, Access to, and Dissemination of Data Compiled by the CCSBT (herein called the “Data Confidentiality Rules” - DCR) already contained provisions to allow sharing of data with other RFMOs. The paper provided two options for modifying CCSBT’s DCR to enhance sharing with other RFMOs.

戦略計画には、「他の RFMO との活動を調和させるとともに、委員会の機能を改善することができるよう、商業上の機密科学データの共有を奨励するため、これらのデータに関する規則をレビューする」とした行動事項がある。この行動事項は、

CCSBT 23 に対して事務局が提出した文書 CCSBT-EC/1610/11 において検討された。当該文書では、「CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則」（以下「データ機密保持規則」－ DCR という。）には既に他の RFMO とのデータの共有を可能とする規定があることを指摘した。当該文書では、他 RFMO との共有を促進するための CCSBT の DCR の改正にかかる二つのオプションを提示した。

CCSBT 23 discussed the options and agreed that the Secretariat should conduct a review of the risk classifications assigned to each type of CCSBT data to enable sharing of appropriate datasets and to present this to CCSBT 24 for consideration.

CCSBT 23 はこれらのオプションについて検討し、適切なデータセットの共有を可能とする修正案を CCSBT 24 による検討に付することができるよう、事務局が CCSBT のデータの各タイプごとに割り当てられたリスク区分にかかるレビューを行うべきことに合意した。

An updated set of confidentiality risk classifications are provided in Table 1 of the draft revised DCR at **Appendix A** (page 33 of this paper). Revisions to the DCR are tracked so that the changes can be easily identified. The classifications in the DCR for most existing information types was considered suitable and only one dataset has been suggested for a changed risk classification<sup>1</sup>. However, five additional information types have been added to the risk classification table. These are:

機密性リスク区分の修正案は、別添 A（本文書 33 ページ）に示した DCR 改正案の表 1 のとおりである。修正点が容易に判別できるよう、DCR の修正部分は見え消しになっている。DCR における既存の情報タイプのリスク区分のほとんどは適当であると判断し、一つのデータセットのみ、リスク区分の変更を提案した<sup>1</sup>。これの他に、以下の五つの新たな情報タイプをリスク区分表に追加した。

- Two information types related to the ERSWG Data Exchange. The most highly aggregated of these is suggested as being a publicly available dataset (“No risk”) and the other is suggested as being “Low risk”, which means it can be shared with other RFMOs subject to paragraph 22 of the DCR. Previously, the information from the ERSWG Data Exchange was not specified in the DCR and the entire ERSWG dataset was therefore treated as “Medium risk”<sup>2</sup>. However, the two information types proposed here are so highly aggregated that the Medium risk classification seems unnecessary. Furthermore, the majority of this information is already publicly available through Members’ annual reports to the ERSWG. Finally, reducing the risk classification from Medium to Low will enable Members to access these data without the current complex process of requiring each Member to formally approve each named person’s access to these data.

ERSWG データ交換に関連する二つの情報タイプ。これらのデータのうち最も高度に集計したデータについては公開データセット（「リスクなし」）とし、もう一方を「低リスク」、すなわち DCR 第 22 条の規定に基づいて他

<sup>1</sup> Aggregated catch and effort data of other [non-SBT] species. その他（SBT でない）魚種の集計漁獲量及び漁獲努力量データ

<sup>2</sup> This is because the majority of the data in the ERSWG Data Exchange originates from observer programs and because unspecified aggregated data from observer programs are classified as “Medium risk” within the DCR. ERSWG データ交換のデータの大部分はオブザーバー計画に由来するものであること、及びオブザーバー計画由来の特に集計されていないデータは DCR において「中リスク」に区分されていることによる。

RFMO と共有可能な区分とすることを提案した。これまで、ERSWG データ交換により得られた情報については DCR に何ら規定されていなかったため、ERSWG のデータセット全体が「中リスク」として取り扱われていた **Error! bookmark not defined.**。しかしながら、ここで提案した二つの情報タイプは極めて高度に集計されたものであるため、中リスク区分は不要と考えられる。さらに、この情報の大部分は、メンバーの ERSWG に対する年次報告書を通じて既に利用可能となっているものである。最後に、リスク区分を「中」から「低」に下げることにより、これらのデータにアクセスする各個人に対して各メンバーによる公式の承認を求めるという現在の複雑な手続きを経ることなく、メンバーがこれらのデータにアクセスできるようになる。

- Two information types related to summary CDS data. One of these is specified as being a publicly available dataset (“No risk”) and the other is specified as being “Low risk”, but with a caveat that these data are only provided to a designated authority of each Member. The inclusion of these information types within the DCR is simply to reflect the status quo for these data as specified within the CCSBT’s CDS Resolution. CDS データの概要に関する二つの情報タイプ。一つを公開データセット（「リスクなし」）として、もう一方を「低リスク」として指定したが、これらのデータは各メンバーが指名した権限を有する者にのみ提供されるとの制限が付されている。DCR へのこれらの情報タイプの追加は、シンプルに CCSBT の CDS 決議が定めている現状をそのまま反映したものである。
- One information type for genotype data from CCSBT’s Close-kin and gene-tagging programs. A “Medium risk” has been assigned to these data to ensure that users are aware of the need to abide by contractual constraints relating to these data. CCSBT の近縁遺伝子及び遺伝子標識放流から得られた遺伝子型データに関する情報タイプ。ユーザーがこれらのデータに関する契約上の制約に従う必要性を認識することを確保するため、これらのデータに対しては「中リスク」を割り当てた。

The Extended Commission is invited to consider and decide whether to approve the new information types and risk classifications presented in the revised DCR at **Appendix A**. 拡大委員会は、別添 A の DCR 修正案に示した新たな情報タイプ及びリスク区分を承認するかどうかについて検討及び決定するよう招請されている。

**(2) Review the costs and benefits of changing the current chairing arrangements for CCSBT including consideration of longer term appointments to ensure full year availability of a Chair for support, decision making and continuity (high priority in the Strategic Plan)**

議長によるサポート、意志決定及び継続性を通年で得ることができるよう確保するために長期契約を検討することを含め、CCSBT の現在の議長にかかるアレンジメントを変更することの費用対効果をレビューする（戦略計画上の優先度：高い）

Hosting of the annual meetings of the CCSBT rotates between Members of the Extended Commission on an annual basis. The current Chairing practise of the CCSBT is that the hosting Member nominates the Chair at or after the annual meeting immediately prior to the annual meeting that the Member will host. As a consequence, The Chair of the CCSBT is in

office for a maximum of one year.

CCSBT 年次会合の開催国は、メンバー及び拡大委員会のメンバー間で、毎年ベースでの持ち回りとなっている。CCSBT 議長にかかる現在の運用は、次の開催国となるメンバーが前年の年次会合において、又は年次会合の後に議長を指名する形で運用されている。この結果として、CCSBT 議長の任期は最大でも 1 年間となっている。

This paper presents an option for changing CCSBT's Chairing arrangements in order to improve the governance and efficiency of the CCSBT. It is intended that the current practise of rotating the hosting of Extended Commission meetings between Members would continue unchanged.

本文書では、CCSBT のガバナンス及び効率性を改善するための CCSBT 議長に関する取決めの変更にかかるオプションを提示した。なお、拡大委員会会合をメンバー間の持ち回りで主催するという現在の運用を変えることは意図していない。

Advantages of the current CCSBT Chairing practises include:

現行の CCSBT 議長に関する運用には以下のようなメリットがある。

- Each Member has a turn at being Chair of the Extended Commission;  
各メンバーが拡大委員会の議長となる機会を得る。
- There is no direct financial cost to the CCSBT because the hosting Member funds all costs for the Chair. In addition, Chairing costs are minimised as the Chair typically requires only limited travel to attend the meeting.  
主催国が議長に関する全費用を負担するため、CCSBT に対する直接的な財政コストが発生しない。さらに、概して議長が会合に出席するために必要な旅費が少額で済むため、議長に関連する費用が最小限となる。
- A maximum commitment of only one year is required from the Chair.  
議長に求められるコミットメントが最大でも 1 年間のみである。

Disadvantages of the current CCSBT Chairing practises include:

現行の CCSBT 議長に関する運用のデメリットは以下のような点である。

- On average, the CCSBT is without a Chair for over four months each year<sup>3</sup>.  
CCSBT は、毎年において平均 4 か月間、議長がいない状態にある<sup>3</sup>。
- There is a lack of continuity between meetings.  
会合間の継続性がない。
- It is difficult for the Chair to represent the CCSBT, because the Chair often has not attended recent CCSBT meetings and the Chair's duties are finished after the first meeting he/she chairs.  
議長は直近の CCSBT 会合に出席していない場合が多く、また議長としての任務はその者が議長を務める最初の会合の直後に終了してしまうため、当該議長が CCSBT を代表することは困難である。
- In most cases, the new Chair has had little recent knowledge or experience with the CCSBT. Significant time and effort is therefore required each year by the new Chair, the hosting Member and the Secretariat for the new Chair to become familiar with current CCSBT issues.  
多くの場合、新議長は CCSBT に関する直近の知識又は経験をほとんど有して

---

<sup>3</sup> This is based on the average number of months after each annual meeting (since CCSBT 16 in 2009) that has elapsed before the hosting Member has nominated the Chair. 各年次会合の後、主催国が議長を指名するまでに経過した平均月数に基づくもの（2009 年の CCSBT 16 以降）。

いない。このため、新議長が現在の CCSBT の課題を熟知するために、新議長、主催国及び事務局が多大な時間と努力を毎年投入しなければならない。

- Being appointed for a single year only results in the Chair being focused on short-term outcomes, particularly the outcomes of the current annual meeting, instead of a more long-term focus. This is not conducive to good governance.

任期を1年のみとすることで、議長の焦点が、より長期的な問題よりも短期的な成果、特にその時の年次会合における成果に向けられてしまう状況を招く。

- The one year appointment makes it difficult for the Chair to conduct intersessional discussions amongst Members or to provide intersessional direction to the Secretariat. This limits the progress that can be made between meetings.

任期が1年となっていることで、議長がメンバーと休会期間中に議論することや、事務局に対して休会期間中に指示を与えることを困難にしている。この状況は、会合と会合の間に物事を進めることを限定的なものにしている。

The Secretariat has contacted all the tuna RFMOs<sup>4</sup> and three nearby RFMOs<sup>5</sup> to determine the Chairing arrangements used for those organisations. With the exception of CCAMLR and IATTC, all these RFMOs elect their Commission Chairs for a period of two years with the possibility of re-election for another two years. IATTC elects its Chair for a period of one year, but they may be re-elected (and the current IATTC Chair<sup>6</sup> has been elected for a second period). CCAMLR elects its Chairs for a two year term on an alphabetical rotation principle. CCSBT is the only one of these RFMOs to have a Chair for a single year only.

事務局はすべてのまぐろ類 RFMO<sup>4</sup> 及び近接の RFMO<sup>5</sup> に連絡し、各機関における議長に関する取決めを確認した。CCAMLR と IATTC を除くすべての RFMO は、2年間で任期として委員会議長を選出しており、さらに2年間の再任を可能としている。IATTC は、議長の任期は1年としているものの、再任が可能である（現在の IATTC 議長は二期目である<sup>6</sup>）。CCAMLR は、アルファベット順の持ち回りにより2年間で任期として議長を選任している。これらの RFMO の中で、議長の任期が1年に限定されているのは CCSBT のみである。

Extending the term of the CCSBT Chair to two years with the possibility of re-election would overcome most of the disadvantages mentioned above with respect to the CCSBT's current Chairing arrangements. However, this is not consistent with the CCSBT's Convention, which states that:

CCSBT 議長の任期を2年に延長し、また再任可能とすることにより、CCSBT の現行の議長に関する取決めにかかる上記のデメリットの大部分を克服することができるものと考えられる。しかしながら、このことは以下のとおり述べている CCSBT 条約と整合しない。

*“At each annual meeting the Commission shall elect from among the delegates a Chair and a Vice-Chair. The Chair and the Vice-Chair shall be elected from different*

<sup>4</sup> The Inter-American Tropical Tuna Commission (IATTC), the International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas (ICCAT), the Indian Ocean Tuna Commission (IOTC), and the Western and Central Pacific Fisheries Commission (WCPFC). 全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC)、大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)、インド洋まぐろ類委員会 (IOTC)、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)

<sup>5</sup> The Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources (CCAMLR), the South Indian Ocean Fisheries Agreement (SIOFA), and the South Pacific Regional Fisheries Management Organisation (SPRFMO). 南極の海洋生物資源の保存に関する委員会 (CCAMLR)、南インド洋漁業協定 (SIOFA)、南太平洋漁業管理機関 (SPRFMO)

<sup>6</sup> As at the time of preparing this paper. この文書の作成時点での状況である。

*Parties and shall remain in office until the election of their successors at the next annual meeting. A delegate, when acting as Chair, shall not vote.”*

「委員会は、各年次会合において、代表のうちから議長及び副議長を選出する。議長及び副議長は、異なる締約国から選出されるものとし、後任者がその次の年次会合において選出されるまでの間在任する。代表は、議長として行動する場合には、投票権を有しない。」

To be consistent with the Convention, it may be best to adopt an approach similar to that specified in IATTC’s Rules of Procedure. The following rule is from IATTC’s Rules of Procedure, except for the tracked changes, which are suggested modifications of IATTC’s rules to suit CCSBT’s situation and for clarity:

条約との整合性を確保するためには、IATTC の手続き規則に定められたものと同様のアプローチをとることが最善と考えられる。以下に示す規則は IATTC 手続き規則を引用したものであり、見え消し部分は IATTC の規則を CCSBT の状況に合わせるとともに明確化するための修正を提案した部分である。

*“At the end of each ~~of its annual meetings~~, the Commission shall elect individuals to serve as Chair and Vice-Chair. ~~These individuals shall be from different Parties, unless the Commission decides otherwise.~~ The Chair and ~~the~~ Vice-Chair shall ~~be~~ be elected from different Members and shall remain in office ~~for a period of one year until the election of their successors at the next annual meeting.~~ The Chair and/or Vice-Chair may be re-elected ~~for a maximum of three additional one-year periods~~ unless they are no longer able to carry out their respective functions or successors are elected. If the Commission is not able to elect a Chair and/or a Vice-Chair, the host Member (the Member that will host the annual meeting in that year) shall provide the Chair ~~if a Chair was not elected~~, and the ~~previous subsequent~~ host Member shall provide the Vice-Chair ~~if a Vice-Chair was not elected.~~”*

「委員会は、~~その~~年次会合の終了時において、議長及び副議長を務める個人を選出するものとする。~~これらの個人は、委員会が別の決定を行わない限り、異なる締約国から選出されるものとする。~~議長及び副議長は異なるメンバーから選出されるものとし、次回年次会合において後任者が選出されるまで1年間在任する。議長及び/又は副議長は、それぞれの任務を全うすることができないか、又は後任者が選出されない限り、さらに1年間の任期を最大で3回まで再任されることができる。委員会が議長及び/又は副議長を選出することができない場合は、議長が選出されなかった場合は主催国（当該年の年次会合を主催予定であるメンバー）が議長を提供し、副議長が選出されなかった場合は次前の主催国である→たメンバーが副議長を提供するものとする。」

This approach assists to improve the governance and efficiency of the CCSBT by allowing the Chair to remain in office for up to 4 years if desired by the Members. If the Commission is not able to elect a Chair in a particular year, the chairing arrangements for that year would revert back to those currently in place (i.e. the hosting Member Chairs).

このアプローチは、メンバーが望めば議長が最大で4年間在任できるようにすることにより、CCSBT のガバナンス及び効率性を改善するための一助となるものである。特定の年において委員会が議長を選出することができなかった場合の対応としては、当該年の議長に関する取決めを現在の運用（すなわち主催国が議長を務める）に戻すことが考えられる。

A modification to the CCSBT's Rules of Procedure to reflect these possible changes is provided at **Appendix B**.

この修正案を反映した CCSBT 手続き規則改正案は別添 B のとおりである。

In circumstances where the hosting Member is not the chairing Member, consideration needs to be given to the mechanism for funding of the Chair. Options for funding include:

主催国であるメンバーが議長を務めるメンバーとは異なる場合に関して、議長にかかる費用負担の仕組みを検討しておく必要がある。費用負担に関するオプションは以下のとおりである。

- Full funding by the relevant Member;  
関連メンバー（議長を務めるメンバー）が全面的に費用を負担する。
- Full funding by the CCSBT; or  
CCSBT が全面的に費用を負担する。
- A mixed funding arrangement (e.g. the CCSBT pays the Chair's flights and subsistence, while the Member pays the Chair's honorarium and any other costs associated with the role).  
各方面が費用を負担する（例えば CCSBT は議長のフライト費用及び食卓料を負担し、メンバーは議長への謝金及びその他議長としての役割に伴って発生する費用を負担する）。

With the exception of Chairs from Developing States, all of the RFMOs contacted have adopted the approach whereby the relevant Member provides the full costs of the Chair. In the case of Developing States, the tuna RFMOs consider funding the flights and subsistence for these Chairs depending on the circumstances. However this approach differs amongst the tuna RFMOs<sup>7</sup>.

本件に関して問い合わせた RFMO はすべて、発展途上国からの議長である場合を除き、関連するメンバー（すなわち議長を務めるメンバー）が議長にかかる全費用を負担するアプローチを採用している。発展途上国からの議長については、まぐろ類 RFMO の場合、状況に応じて議長のフライト費用及び食卓料の費用負担を検討している。しかしながら、このアプローチはまぐろ類 RFMO によって異なる **Error! Bookmark not defined.**

Given the practises of other RFMOs, it would seem reasonable that the chairing Member funds the activities of the CCSBT Chair, with the exception of Developing States. For Developing States, the CCSBT could fund the cost of flights and subsistence when chairing annual meetings of the Extended Commission. These costs are expected to average about AU \$7,000 per year<sup>8</sup>.

他の RFMO での運用状況を踏まえれば、発展途上国が議長を務める場合を除き、CCSBT 議長の活動にかかる費用は議長を務めるメンバーが負担することが合理的と考えられる。発展途上国に関しては、拡大委員会年次会合に議長として出席する際

<sup>7</sup> The approach used for funding Chairs from Developing States varies between the tuna RFMOs, from an informal approach in which funding is only provided where lack of funding would otherwise prevent the Developing State's Chair from attending, to a more formal approach that includes funds in the budget whenever a Developing State provides the Chair. 発展途上国からの議長に関する費用負担方法はまぐろ類 RFMO の間で異なっており、費用の負担なしには発展途上国の議長が出席できない場合に限り費用を負担するという非公式のアプローチから、発展途上国が議長を務める場合は必ず当該費用を予算に計上するというより公式的なアプローチまで様々である。

<sup>8</sup> Based on the average United Nation's subsistence allowance for Members' capital cities and the average cost of the cheapest business class flights from the CCSBT Headquarters to each of these capital cities. メンバーの首都における国連の食卓料の平均額と、CCSBT 事務局から各首都までのビジネスクラスによるフライト費用の最安値の平均額に基づいたもの。

のフライト費用及び食卓料を CCSBT が負担することが考えられる。この費用は平均で毎年 7,000 豪ドル程度 **Error! Bookmark not defined.** と想定される。

It should be noted that providing a multi-year Chair for the CCSBT will require significant commitment from the relevant Member in addition to the costs involved in attending annual meetings. This would include the Chair's time for intersessional activity and possible support for the Chair in areas such as for intersessional travel, legal advice, and assistance to the Chair. Nevertheless, despite the commitment required, moving to a multi-year Chairing arrangement would address a major weakness in the current governance and operation of the CCSBT.

CCSBT 議長が複数年在任できるようにするためには、年次会合への参加に伴う費用に加えて、メンバーによる相当のコミットメントが必要となることに留意すべきである。すなわち、休会期間中の活動のための議長の時間や、休会期間中の議長の出張、法的助言及び議長の補佐といった分野での議長のサポート等である。こうしたコミットメントが必要ではあるが、それでもなお、議長の複数年任用に移行することは、CCSBT における現状のガバナンス及び運営上の主要な弱点を手当することになるものと考えられる。

If new Chairing arrangements are agreed at CCSBT 24, these arrangements could be implemented at CCSBT 25 by electing a new Chair in accordance with these arrangements at CCSBT 25.

CCSBT 24 において新たな議長に関する取決めが合意された場合、CCSBT 25 ではこの取決めに従って新議長が選出されるという形で実施に移されることとなる。

CCSBT Members are invited to consider whether the chairing arrangements for the CCSBT should be changed, and if so, decide:

CCSBT メンバーは、CCSBT 議長に関する取決めを変更するかどうか、変更する場合には以下を決定するよう招請されている。

- what the new arrangements should be;  
新たな取決めはどのようなものとするのか
- to what extent the CCSBT should fund participation of a multi-year Chair; and  
複数年議長の会合出席にかかる費用について CCSBT が負担すべき範囲
- when the new Chairing arrangements should commence.  
新たな議長に関する取決めの発効時期

If the Extended Commission decides on new chairing arrangements, it is assumed that the main election would be for the Chair and Vice-Chair of the Extended Commission and that the Chair of the Commission would be the same as the Chair of the Extended Commission whenever the chairing Member is also a Member of the Commission. Whenever the Chair of the Extended Commission is not from a Member of the Commission, it is assumed that the current practise of electing the Chair of the Commission from the next Member to host the Commission meeting would continue to apply.

拡大委員会が新たな議長に関する取決めを決定した場合、選出の対象は主に拡大委員会の議長及び副議長となること、及び「委員会メンバー」が議長であるメンバーである場合は委員会議長と拡大委員会議長は同じ者になることが想定される。拡大委員会の議長である国が「委員会メンバー」ではない場合は、次回の委員会会合を主催するメンバーから委員会議長が選出される現行のプロセスを引き続き適用する



ことが想定される。

(3) Explore funding sources other than Member governments' assessed contributions to support the work of the Extended Commission (high priority in the Strategic Plan)

拡大委員会の作業を支援するため、メンバーの政府に課される分担金以外の資金調達先を探求する（戦略計画上の優先度：高い）

CCSBT 23 considered this action item and supported two proposals, which were:

CCSBT 23 は本行動事項について検討し、以下の二つの提案を支持した。

1. To establish an environment that facilitates and encourages voluntary contributions from Members and Cooperating Non-Members; and  
メンバー及び協力的非加盟国による任意拠出金を促進及び奨励する環境の整備
2. To encourage host Members to fund the venue, catering and equipment costs of Extended Scientific Committee meetings and of Compliance Committee and Extended Commission meetings.  
拡大科学委員会、遵守委員会及び拡大委員会の主催国による会場借料、ケータリング及び会議機器費用の負担の奨励

In relation to item “1”, it was suggested that this could be further expanded to include contributions from organisations such as the World Bank and Non-Government Organisations (NGOs). The Extended Commission also proposed that the Secretariat could investigate establishing a voluntary fund to which contributions could be made, including drafting guidelines to outline how the funds may be used appropriately.

上記「1」に関して、世界銀行や非政府組織（NGO）といった機関からの資金を含む形でこのオプションをさらに拡大することが提案された。また拡大委員会は、事務局が資金を受け入れる任意拠出基金の設立について調査すること（基金をいかにして適切に運用するかを総括したガイドライン案を含む）が提案された。

The CCSBT's Financial Regulations allow the Executive Secretary to accept voluntary contributions provided that the purposes for which the contributions are made are consistent with the policies, aims and activities of the Commission. Voluntary contributions offered by non-Members may be accepted, subject to agreement by the Commission that the purposes of the contribution are consistent with the policies, aims and activities of the Commission.

CCSBT 会計規則は、その拠出金の目的が委員会の政策、目的及び活動と一致したものであることを条件に、予算上の分担金を超えた任意の拠出金を受け取ることができるとしている。非加盟国から任意拠出金の申し出があった場合は、拠出金の目的が委員会の政策、目的及び活動と一致したものであるとの委員会による合意を条件に、これを受け取ることができる。

To provide flexibility for voluntary contributors, it is proposed that the CCSBT provide for three types of voluntary contributions as listed below. The first two types of voluntary contributions listed below have already occurred within the CCSBT. Nevertheless, this listing helps to formalise the process for the future and to specify how these funds would be recorded in the budget.

任意拠出金に関する柔軟性を確保するため、以下に掲げる三種類の任意拠出金を CCSBT が設定することを提案する。下記の任意拠出金リストのうち最初の二つは

CCSBTにおいて既に行われているものであるが、ここに列記することでこのプロセスを将来に向けて公式化するとともに、これらの資金がどのようにして予算に計上されるかについて具体化するための一助となるものと考えられる。

- **Voluntary contributions to projects.** These are contributions to specific CCSBT projects in specified year(s). Contributions may occur through either a formal transfer of funds to the Secretariat (e.g. Australia’s and the European Union’s contributions towards the pilot and long-term gene tagging programs respectively in 2017), or through “in-kind” contributions (e.g. CSIRO’s in-kind contributions to some of CCSBT’s contracted research projects and New Zealand’s funding of CCSBT’s technical consultant for the OMMP 8 meeting).

Project contributions are not restricted to research projects. Project contributions could include projects such as CDS system development, quality assurance reviews, market research and consultancies in relation to specific issues etc.

Formal contributions to projects would be recorded as “Voluntary contributions to projects” on the income side of the CCSBT’s general budget for the relevant year with an annotation to specify the source of the contribution (e.g. Australia), the amount and the project(s) for which the contribution is provided. Contributors may specify conditions on the use of these funds, including reporting requirements and return of unused funds. The Executive Secretary would have the authority to accept such conditions if they are compatible with the policies and operation of the Extended Commissions.

In-kind contributions to projects would be recognised through a footnote in the relevant expenditure item of the budget.

プロジェクトに対する任意拠出金。 特定の年の特定の CCSBT プロジェクトに対する拠出金。任意拠出の方法は、事務局に対する公式的な送金（例えば 2017 年のパイロット遺伝子標識放流計画と長期的遺伝子標識放流計画のそれぞれに対するオーストラリア及び欧州連合による拠出金）、又は「現物出資」（例えば、CCSBT が契約により実施する調査プロジェクトの一部に対する CSIRO による現物出資、及びニュージーランドによる OMMP 8 会合の CCSBT 技術コンサルタントに関する費用負担）のいずれかが考えられる。プロジェクト拠出金は、調査プロジェクトに限定されない。プロジェクト拠出金には、CDS システムの開発、品質保証レビュー、市場調査及び特定の課題に関するコンサルタント契約といったプロジェクトが含まれ得る。

プロジェクトに対する公式的な拠出金は、関連する年の CCSBT 一般予算の収入の部に「プロジェクトに対する任意拠出金」として計上され、拠出金のソース（例えばオーストラリア）、金額及び当該拠出金が仕向けられるプロジェクト名を明らかにした注記が付される。拠出者は資金の用途について条件（報告要件及び不用額の返還を含む）を付すことができる。事務局長は、そうした条件が拡大委員会の政策及び運営に合致したものである場合、これらの条件を受け入れる権限を与えられる。

プロジェクトに対する現物出資は、予算の関連支出項目の脚注として認識されることとなる。

- Voluntary contributions to meeting costs. These are contributions provided to offset the cost of running CCSBT meetings. These contributions are most likely to be provided by the Member hosting a meeting and will usually be for venue hire, catering and equipment hire. An example includes the contribution that the European Union is planning to provide in 2018 for the September OMMP/ESC<sup>9</sup> meetings and the October CC/EC<sup>10</sup> meetings.

会合費用に対する任意拠出金。CCSBT 会合の開催費用を相殺するための拠出金である。こうした拠出金は会合を主催するメンバーから提供される場合がほとんどであり、通常は会場借料、ケータリング費用及び会議機器費用に当てられる。例としては、欧州連合が 2018 年 9 月の OMMP/ESC<sup>9</sup> 会合及び 2018 年 10 月の CC/EC<sup>10</sup> 会合について予定している拠出金がある。

These contributions would be recorded as “Voluntary contributions to meeting costs” on the income side of the CCSBT’s general budget for the relevant year with an annotation to specify the source of the contribution (e.g. European Union), the amount and the meeting(s) for which the contribution is provided. It is anticipated that any unused contributions would be returned to the contributor after the meeting payments had been finalised.

これらの拠出金は、関連する年の CCSBT 一般予算の収入の部に「会合費用に対する任意拠出金」として計上され、拠出金のソース（例えば欧州連合）、金額及び拠出金が提供された会合を明らかにした注記が付される。会合費用の支払いの完了後、拠出金の不用額はすべて拠出者に返還することが想定される。

Not all voluntary contributions to meeting costs will be through a formal transfer of funds to the Secretariat. In some cases, Members may pay the venue and other suppliers directly for the costs of the meeting. An example of this is Indonesia’s payments of these costs for the October 2017 meetings of the CC and EC. To recognise this type of contribution, the expenditure side of the CCSBT’s general budget would contain a footnote in the relevant expenditure item to specify that these costs are being funded by the relevant Member.

会合費用に対する任意拠出金は、必ずしも事務局に対する公式的な送金に依らない。例えば、メンバーは会議場及びその他のサービス提供者に対して、会議費用を直接支払うことができる。この例としては、2017 年 10 月の CC 及び EC 会合についてインドネシアがこれらの費用を直接支払っている。この種類の拠出金について認識することができるよう、CCSBT 一般予算における支出の部の関連支出費目には、これらの費用が関連メンバーによって負担されたことを明示するための脚注が付される。

<sup>9</sup> Informal Operating Model and Management Procedure Technical Meeting, and Extended Scientific Committee meeting. オペレーティング・モデル及び管理方式に関する非公式技術会合、拡大科学委員会会合

<sup>10</sup> Compliance Committee and Extended Commission meetings. 遵守委員会及び拡大委員会会合

- Voluntary contributions to a Special Purpose Fund. It is proposed that a Special Purpose Fund be established to provide a mechanism which enables the extended Commission to enhance its capacity to manage the SBT fishery in accordance with defined categories of activities, including:  
 特別使途基金に対する任意拠出金。拡大委員会が以下に定義する活動カテゴリに沿って SBT 漁業を管理するための能力を強化することができるようにするためのメカニズムを整備するため、特別使途基金を設立することを提案する。
  - Capacity building<sup>11</sup>;  
 キャパシティ・ビルディング<sup>11</sup>
  - Enhance meeting participation<sup>12</sup>;  
 会合への参加の促進<sup>12</sup>
  - CDS enhancements<sup>13</sup>; and  
 CDS の強化<sup>13</sup>
  - Other categories of activities as defined by the Extended Commission from time to time.  
 拡大委員会がその時々定義するその他活動カテゴリ

Each contribution to the fund by a Member or non-Member would specify the activity category for which the contribution is to be used. Prior to each annual meeting, the Executive Secretary would provide a breakdown of the available funds in each category of the Special Purpose Fund together with a listing of the contributions received and the expenditure made during the current financial year. At the same time, the Executive Secretary would invite Members (and as appropriate, non-Members) to consider making voluntary contributions to the Special Purpose Fund.

メンバー又は非加盟国による基金への各拠出金は、当該拠出金が仕向けられる活動カテゴリを特定して拠出される。各年の年次会合の前に、事務局長は、特別使途基金の各カテゴリごとに利用可能な資金の内訳とともに、受領した拠出金のリスト及び当該予算年度中の支出額を提供する。これと同時に、事務局長はメンバー（及び適当な場合は非加盟国）に対し、特別使途基金への任意拠出を検討するよう招請する。

Proposals for activities to be conducted with the Special Purpose Funds could be made by Members, the Extended Commission, the Extended Scientific Committee, CCSBT subsidiary bodies, or by the Secretariat. At each annual meeting, the Extended Commission would consider and decide on any activities to be funded by the Special Purpose Fund in the following year.

<sup>11</sup> Focused on enhancing the capacity of developing State Members/CNMs to comply with Conservation and Management Measures adopted by the CCSBT and to participate in the development/update of new/existing measures. 発展途上国であるメンバー/CNM が CCSBT によって採択された保存管理措置を遵守し、また新規/既存の措置の策定/アップデート作業に参加する能力の強化に焦点を当てるもの。

<sup>12</sup> Focused on enhancing the ability of developing State Members/CNMs to attend meetings of the CCSBT (excluding Commission and Scientific Committee meetings which must be funded by the Member). 発展途上国であるメンバー/CNM が CCSBT 会合（メンバーが参加費用を負担すべき委員会及び科学委員会会合は除く）への参加能力の強化に焦点を当てるもの。

<sup>13</sup> Aimed at enhancing the Extended Commission's ability to obtain an accurate and timely record of SBT catches and to enhance CCSBT's capacity to minimise IUU fishing for SBT. SBT 漁獲記録を正確かつ適時的に入手する拡大委員会の能力の強化、及び SBT の IUU 漁業を最小化するための CCSBT の能力強化を目的とするもの。

特別用途基金により実施される活動提案は、メンバー、拡大委員会、拡大科学委員会、CCSBT 補助機関、又は事務局が行うことができる。各年次会合において、拡大委員会は、特別用途基金の資金により翌年に実施する活動について検討及び決定を行う。

The Extended Commission is invited to consider the three types of voluntary contributions described above and whether it supports this approach to voluntary contributions for the CCSBT. Members should also consider whether additional guidelines should be developed for use of the Special Purpose Funds or whether it is better for the Extended Commission to specify how the funds may be used when it approves specific activities.

拡大委員会は、上記三種類の任意拠出金について、及び CCSBT に対する任意拠出金にかかるこのアプローチを支持するかどうかについて検討するよう招請されている。またメンバーは、特別用途基金の利用に関する追加的なガイドラインを策定すべきかどうか、又は具体的な活動が承認された際に拡大委員会が資金の利用法を具体化するのが良いのかについても検討すべきである。

#### (4) Implement flexible management arrangements – As appropriate, conduct quota trading between Members (high priority in the Strategic Plan)

柔軟な管理取決め - 適当な場合は、メンバー間での枠の譲渡を行う (戦略計画上の優先度：高い)

Quota trading was discussed by the CCSBT at three meetings (CCSBT 10, CCSBT 11 and CCSBT 12) from 2003 to 2005 inclusive. At the direction of the Extended Commission (EC) at CCSBT 10, the Secretariat obtained independent legal advice on quota trading. New Zealand also obtained legal advice through the Legal Division of its Ministry of Foreign Affairs and Trade.

漁獲枠取引は、2003 年から 2005 年にかけて三回の会合 (CCSBT 10、CCSBT 11 及び CCSBT 12) において検討された。CCSBT 10 における拡大委員会 (EC) からの指示を踏まえ、事務局は漁獲枠取引に関する第三者法的意見書を得た。またニュージーランドも、同国外務貿易省の法務部門を通じて法的助言を得た。

Paper CCSBT-EC/1710/BGD01 provides a Secretariat paper submitted to CCSBT 13 in 2006, that includes the above mentioned legal advice together with a Secretariat discussion paper on quota trading that was prepared in 2005.

文書 CCSBT-EC/1710/BGD01 は事務局が 2006 年の CCSBT 13 に提出したものであり、上記の法的助言とともに、2005 年に事務局が作成した漁獲枠取引に関するディスカッション・ペーパーを含むものである。

The legal advice generally concluded that:

法的助言は、全体として以下のように結論付けている。

- The EC could decide to approve quota trading arrangements, such as by agreeing to a Resolution on a quota trading system between Members; and EC は、メンバー間の漁獲枠取引制度に関する決議に合意すること等により、漁獲枠取引に関する取決めの承認を決定することができる。

- In the absence of such a decision of the EC, Members could not unilaterally decide to trade or lease part of its SBT quota allocation<sup>14</sup>.

ECによるそうした決定なしに、メンバーが一方的に自国の SBT 漁獲の国別配分量の一部を取引し、又は賃貸することを決定することはできない<sup>14</sup>。

However, it should be noted that one Member at CCSBT 11 did not agree that a national allocation could not be unilaterally traded in the absence of such a Resolution.

しかしながら、CCSBT 11において、メンバーの一つはそうした決議なしに国別配分量を一方的に取引することはできないという点について合意しなかったことに留意する必要がある。

The EC has yet to decide whether it wishes to implement a quota trading system. At CCSBT 11, three alternate opinions were expressed on the issue of quota trading, these being:

ECは、委員会として漁獲枠取引制度の導入を望むのかどうかの決定を行っていない。CCSBT 11においては、以下のとおり、漁獲枠取引に関する課題について三つの代替的なオプションが示された。

- “That quota trading should be considered when the Management Procedure is implemented since at that stage, the TAC would be based on scientific information and a procedure should be in place for deciding national allocations of the TAC;  
「漁獲枠取引は、管理方式が実施された段階、つまり科学的な根拠に基づく管理方式によって TAC 及び国別割当が決定されるようになってから検討されるべきである。
- While the stock was considered to be in a serious state, unused quota should not be re-allocated through quota trading which would increase catch; and  
資源が重大な状況にあると判断された場合は、使用されていない割当は、漁獲枠取引を通じて再配分するべきではない。
- That in principle quota trading was not desirable because a Member should not profit by trading its unused quota with another Member and because allocations are not conferred on a permanent basis.”  
メンバーは他のメンバーの未使用の割当ての売買により利益を得るべきではなく、また割当てそのものが恒久的なものではないので、原則として漁獲枠取引は望ましいものではない。」

If the EC decides to implement a quota trading system, there are a number of issues that should be considered when developing a Resolution on quota trading. These issues include: ECが漁獲枠取引制度の導入を決定する場合、漁獲枠取引に関する決議の策定に当たっては以下のような多くの課題について検討する必要がある。

- **Scope of Quota Trading 漁獲枠取引の範囲**
  - It is assumed that:  
以下が想定される。

<sup>14</sup> In contrast, Members could implement charter arrangements without a decision of the Extended Commission, but SBT caught under such arrangements would be counted against the chartering Member. Similarly bilateral access arrangements into a Member’s EEZ could be implemented without a decision of the Extended Commission. 一方、メンバーは拡大委員会による決定なしに用船に関する取決めを実施することができるが、そうした取決めの下での SBT 漁獲量は、用船を行っているメンバーの帰属漁獲量として計上される。同様に、メンバーの EEZ 内における二国間アクセス協定についても、拡大委員会による決定なしにこれを実施することができる。

- Quota trading would be of a temporary nature, not permanent<sup>15</sup>; and 漁獲枠取引は一時的なものであり、恒久的なものではないこと<sup>15</sup>
  - A prerequisite of any quota trading would be that the TAC and the allocations of that TAC has been agreed by the EC for the period involved. いかなる漁獲枠取引も、関連する期間にかかる TAC 及び当該 TAC の国別配分量に EC が合意している必要があること
- Consideration should be given as to whether quota trading should be confined to Members of the CCSBT. A major difficulty with allowing quota trading outside CCSBT Members and Cooperating Non-Members is the reduced ability to ensure compliance with CCSBT measures and the corresponding difficulty in ensuring that quota trading does not undermine the state of the SBT stock. The legal advice mentioned above suggests that quota trading might exclude non-cooperating non-Members but that it could include Cooperating Non-Members. 漁獲枠取引を CCSBT のメンバー内に限定するべきかどうかについて検討する必要がある。CCSBT メンバー及び協力的非加盟国以外との漁獲枠取引を可能とした場合の主な問題点は、CCSBT 措置の遵守を確保する能力が低減されること及びこれに伴う、漁獲枠取引が SBT 資源状態に悪影響を及ぼさないよう確保することの困難性である。上記の法的助言では、漁獲枠取引から非協力的非加盟国は除外するが、協力的非加盟国については内包し得ることを示唆している。
- The EC should consider whether there needs to be a limit to the maximum percentage of a Member's allocation that can be traded. At one extreme, it may be considered discriminatory if a Member was permitted to trade its entire allocation if new participants are not able to obtain a sufficient allocation without purchasing quota. A maximum tradeable amount of between 20%<sup>16</sup> and 50% of a Member's allocation might be more suitable. For similar reasons, the EC might wish to consider whether there should be a limit on the number of consecutive years that a Member can trade (sell) its quota. EC は、取引を行い得るメンバーの国別配分量の最大の割合を制限する必要があるかどうかについて検討すべきである。極端な例として、新たな加盟国が漁獲枠を購入する以外に十分な国別配分量を得る術がないような場合であって、かつメンバーが自国の国別配分量のすべてを取引することが許されている場合、これは差別的であると認識される可能性がある。メンバーの国別配分量の 20%<sup>16</sup> から 50% までの間の数量を最大の取引可能な数量とすることがより適切と考えられる。同様の理由により、EC は、メンバーが自国の漁獲枠を取引（売却）することができる連続の年数を制限するべきかどうかについて検討を望む可能性がある。

<sup>15</sup> A permanent transfer is equivalent to a change of allocation, which is a decision made by the Commission in accordance with the Convention. 恒久的な枠の移譲は、条約に基づき委員会が決定する国別配分量を変更するに等しい。

<sup>16</sup> Which is the same as the percentage of a Member's TAC that can be carried forward from one year to the next in the case of uncaught quota. 未漁獲量のある年から翌年に繰り越すことができるメンバーの TAC の割合と同様のパーセンテージである。

• **Administration of the Quota Trading System 漁獲枠取引制度の運営**

- Consideration will need to be given as to whether the quota trading system allows trading on a bilateral basis in accordance with specified trading rules, or whether quota trades must be approved by the EC (either intersessionally or at annual meetings).  
漁獲枠取引制度に関して、具体的な取引ルールに従って二国間ベースで取引可能な形とするのか、又は漁獲枠取引を行う際に EC による承認（休会期間中又は年次会合においてのいずれか）を必要とする形とするのかを検討する必要がある。
- Regardless of the above, it is assumed that:  
上記にかかわらず、以下が想定される。
  - The EC would have no involvement in setting the price for traded quota and that any price would be subject to bilateral arrangements;  
EC は取引される漁獲枠の価格設定には関与しないこと、及び価格は二国間の協定次第となること
  - All quota trades would need to be notified to the Secretariat before coming into effect and that the Secretariat would publish up to date information on the timing and amount of quota traded between Members;  
漁獲枠取引はすべて発効前に事務局に通知される必要があること、及び事務局はメンバー間の漁獲枠取引の時期及び数量に関する最新の情報を公開すること
  - Accounting and reporting of the catch against the traded amount would be the responsibility of the Member receiving the traded quota; and  
取引された数量に対する漁獲量の計上及び報告は、取引された漁獲枠を受け取ったメンバーの責任となること
  - Quota trades would have no impact on Members' annual contributions to the CCSBT and that annual contributions would continue to be based on Members' nominal catches (allocation from the CCSBT).  
漁獲枠取引は CCSBT に対するメンバーの毎年の分担金には影響せず、毎年の分担金は引き続きメンバーのノミナル漁獲量（CCSBT からの国別配分量）が基礎となること
- The EC will need to decide when quota trades can be made and for what period. Options include:  
EC は、漁獲枠取引を行うことができる時期及び期間について決定する必要がある。
  - Quota trades may only be conducted for the single fishing season commencing after the annual meeting and may only be conducted after confirmation of the TAC and allocation for the next year. This option minimises the risk of complications with traded quota by allocations being reduced after the trade; and  
漁獲枠取引は、年次会合後に始まる単年の漁期のみに行うことができ、また次年度の TAC 及び国別配分量が確認された後にのみ行うことができる。このオプションは、取引後に国別配分量が削減された際に取引済み漁獲枠にかかる複雑な事態が生じるリスクを最小化するものである。



- Quota trades may be conducted any time for any period within a three 3 year quota block after the TAC for that block has been approved.  
漁獲枠取引は、3年間のクォータブロックにおけるTACの承認後であれば、当該ブロック内のいつでも行うことができる。
- If quota trading is only permitted for one season at a time, the EC should decide whether trading can occur at any time during the season, or whether notification of quota trades must be provided within a certain timeframe of the start of the relevant fishing season as is required for carry-forwards of uncaught quota<sup>17</sup>. If quota trading is allowed to occur throughout the season, then it seems likely that Members would seek to trade any uncaught quota that they cannot carry forward under the current carry-forward limits.  
ECは、漁獲枠取引が一つの漁期に一度のみ許可される場合、漁獲枠取引を漁期中のいつでも行えることとするのか、又は未漁獲量の繰越しの要件と同様に関連漁期の開始から特定の締切日までの間に漁獲枠取引について通知するよう求めるのかを決定する必要がある<sup>17</sup>。
- There are likely to be linkages between rules for carry-forward of unfished quota and rules for quota trading that need to be clarified by the EC. In particular: 未漁獲量の繰越しに関するルールと漁獲枠取引に関するルールとの間に関係がある可能性があり、ECはこれを明確化する必要がある。特に、
  - It is assumed that the 20% limit for carry-forward of unfished quota would be 20% of the Member's actual allocation plus any traded quota received during that season.  
未漁獲量の繰越しにおける20%上限は、当該漁期における「メンバーの実際の国別配分量」と「取引により受け取った漁獲枠」の総和の20%となるものと想定される。
  - In order to monitor the requirement that quota carry-forwards may not in turn generate further under-fishing to be carried forward to the following year, it is assumed that trading of quota by a Member would be restricted to that Member's base allocation and would not include any quota carried-forward from the previous season, nor any traded quota received from other Members for that season. In other words, the maximum tradeable quota would be the base allocation minus any limit the EC sets on the proportion of the allocation that is tradeable.  
漁獲枠の繰越しによって次年に繰り越される未漁獲量がさらに生み出される結果にならないように要件をモニタリングするため、メンバーによる漁獲枠の取引はメンバーの基本的な国別配分量に限定し、前年漁期から繰り越された漁獲枠及び当該漁期に他のメンバーから取引を通じて受け取った漁獲枠は繰越しの対象としないことが想定される。

<sup>17</sup> The Resolution on carry-forward of uncaught quota requires notification of the carry-forward to the Secretariat within the first 60 days of the new quota year. 未漁獲量の繰越しに関する決議では、事務局に対して、新たな漁期年の開始日から60日以内に繰越しに関する通知を行うよう定めている。

- The EC should consider whether it wishes to raise revenue from quota trading, for example by establishing a set CCSBT fee for each tonne of quota traded (e.g. \$100/tonne). This would enable all Members to gain a benefit from quota traded by other Members.

ECは、例えば取引される漁獲枠1トンあたりの固定CCSBT料金(1トン当たり100ドル等)を定めること等により、漁獲枠取引からの収入を徴収するかどうかについて検討すべきである。このことにより、すべてのメンバーが、他のメンバーによる漁獲枠の取引から利益を得ることができる。

- **Ensuring that Quota Trading does not Undermine Existing Conservation Measures**

**漁獲枠取引が既存の保存管理措置を弱体化させないことの確保**

- Quota trading between certain Members is likely to result in a shift in the age composition of the catch. This could undermine the effectiveness of the TAC recommended by the Management Procedure and reduce the probability of the interim rebuilding target being met. The EC should seek advice from the Extended Scientific Committee on the potential impact of quota trading in this regards, together with advice on action that could be taken to avoid undermining the Management Procedure. This could, for example, include rules to:

特定のメンバー間での漁獲枠取引は、漁獲物の年齢組成のシフトを招く可能性がある。このことは、管理方式によって勧告されたTACの有効性を減殺する可能性があり、また暫定再建目標の達成確率を低下させる可能性がある。ECは、この点に関する漁獲枠取引の潜在的な影響について拡大科学委員会からの助言を求めるとともに、管理方式の弱体化を回避するために採るべき措置についての助言を求めべきである。この点について、例えば以下のようなルールが含まれ得る。

- Prevent transfer of quota in a manner that would result in more SBT being taken from the spawning ground; and  
産卵海域からのSBT漁獲の増加につながるような漁獲枠の移譲の防止
- Prevent transfer of quota from longline fisheries targeting older SBT to purse seine fisheries targeting 2-3 year old SBT, or apply a quota adjustment factor for such transfers to ensure that the transferred quota is adjusted in such a manner as to not undermine the Management Procedure.  
高齢SBTを漁獲対象とするはえ縄漁業からSBTの2-3歳魚を漁獲対象とするまき網縄漁業への漁獲枠の移譲の防止、又は移譲された漁獲枠が管理方式を弱体化させないように調整されるよう確保するための移譲漁獲枠に対する漁獲枠調整ファクターの適用

- Consideration should be given to rules in relation to traded quota for circumstances where the TAC or a Member's effective catch limit is reduced after quota has been traded. Such reductions could either be due to exceptional circumstances with the state of the stock or due to corrective actions for a Member. Both situations are least likely to happen if quota trades are restricted to within one fishing season. Options could include:
 

漁獲枠の取引が行われた後に TAC 又はメンバーの有効漁獲上限が削減された場合における取引済み漁獲枠に関するルールについて検討すべきである。そうした削減は、資源状態にかかる例外的状況や、メンバーによる是正措置によって起こり得る。漁獲枠取引が一つの漁期中に限定されていればいずれの状況も起こりにくい。以下のようなオプションが考えられる。

  - Traded quota is quarantined from such reductions and the entire reduction is taken from the Member's remaining quota; or  
取引済みの漁獲枠はそのような漁獲枠の削減からは隔離し、削減量全体をメンバーの残りの漁獲枠から差し引く。
  - The traded quota is reduced by the same percentage as the Member's original effective catch limit is reduced; or  
メンバーの当初の有効漁獲上限の削減と同じ割合で、取引済みの漁獲枠も削減される。
  - A mixture of the above, whereby traded quota is quarantined from reductions caused by corrective actions, and is reduced by the same percentage as the Member's original effective catch limit in cases where the reduction is due to a change in the TAC.  
上記を組み合わせ、是正措置によって生じた削減からは取引済みの漁獲枠を隔離する。削減の原因が TAC の変更である場合には、メンバーの当初の有効漁獲上限の削減と同じ割合で取引済み漁獲枠も削減される。

An **EXAMPLE** quota trading system might be as follows, together with the assumptions mentioned above:

上述の想定を踏まえた漁獲枠取引制度の例として、以下のようなものが考えられる。

- Quota trading is confined to Members;  
漁獲枠取引は、メンバーのみに限定される。
- Members may trade up to 30% of their allocation of the global TAC;  
メンバーは、全世界の TAC の同国に対する国別配分量の 30% まで取引することができる。
- Quota trading is conducted for a single fishing season, and only after confirmation of the TAC and its allocation to Members;  
漁獲枠取引は、一つの漁期において、かつ TAC 及びメンバーへの国別配分量が確認された後にのみ、行うことができる。
- A Member may trade its quota for a maximum of three seasons in a row, after which at least one season without any trading is required before that Member can recommence trading its quota;  
メンバーは、最大で 3 年間連続して自国の漁獲枠を取引することができ、当

該メンバーが漁獲枠の取引を再開するまでに、少なくとも1年間の取引を行わない期間を設ける。

- Quota trades are to be negotiated on a bilateral basis between Members and are to be completed and notified to the Secretariat within 90 days of the commencement of the trading Member's quota year;  
漁獲枠取引は、メンバー間において二国間ベースで交渉され、取引を行うメンバーの漁期年の開始から90日以内に交渉が完了し、事務局に通知される。
- A fee of \$100 per tonne of traded SBT will be paid to the Secretariat by the Member that is trading its quota (this is in addition to any bilaterally negotiated price between the two Members); and  
漁獲枠の取引を行うメンバーから事務局に対し、取引される SBT 漁獲枠 1 トンに対し 100 ドルの料金を支払う（この料金は、メンバーである二国間の交渉により設定された価格とは別のものである）。
- Before commencement of the quota trading system, rules will be established and implemented in relation to any trade that will change the age composition of the catch after obtaining advice on such rules from the Extended Scientific Committee.  
漁獲枠取引制度の開始前に、漁獲物の年齢組成を変化させる可能性がある取引に関するルールについて拡大科学委員会からの助言を得た上で、こうしたルールを設立及び実施する。

The EC is invited to decide whether it wishes to develop and implement a quota trading system, and if so, to consider the issues raised above together with any other characteristics that Members would like to incorporate within the quota trading system.

ECは、委員会として漁獲枠取引制度の設立及び実施を望むかどうかについて決定するとともに、これを希望する場合には、上に提起した課題とともにメンバーが漁獲枠取引制度に取り入れたいと考えるその他の特性について検討するよう招請されている。

(5) Flag states/fishing entities to complete self-assessments of capacity with respect to national allocations. Flag State/fishing entity to take corrective action if required (medium priority in the Strategic Plan)

船籍が置かれる国／漁業主体が国別配分量に対応する漁獲能力の自己評価を完了する。旗国／主体は、必要に応じて是正措置を講じる（戦略計画上の優先度：中程度）

The following self-assessments of capacity by Members were provided to the Extended Commission from 2013 to 2016:

2013年から2016年までの拡大委員会に対し、以下のメンバーによる漁獲能力の自己評価が提出された。

- CCSBT-EC/1310/24: New Zealand Self-Assessment of Fishing Capacity
- CCSBT-EC/1410/19: Australian Self- Assessment of Fishing Capacity
- CCSBT-EC/1410/22: Self-Assessment of Fishing Capacity – Japan
- CCSBT-EC/1410/24: Taiwan Self-Assessment of Fishing Capacity
- CCSBT-EC/1410/25: Korean Self-Assessment of Fishing Capacity

- CCSBT-EC/1510/29: Self-Assessment of Fishing Capacity – Indonesia (Revision 1)
- CCSBT-EC/1610/22: Republic of South Africa Self-Assessment of Fishing Capacity

The European Union’s self-assessment is expected to be provided to CCSBT 24 in 2017. 欧州連合は、2017年のCCSBT 24に対して自己評価を提出することが期待されている。

## Action Items for 2018 2018年の行動事項

Some items in the Strategic Plan’s Action Plan that are scheduled for 2018 will require significant amounts of work. It is proposed that the EC consider these items (listed below), confirm whether it wishes to proceed with each of these items in 2018, and assign responsibilities for undertaking the agreed actions.

戦略計画上の行動計画において2018年に予定されている一部の行動事項は相当の作業量を要するものである。以下に列記したこれらの行動事項について、拡大委員会がこれらの各事項について2018年に進め、また合意された行動の実施に関する責任を割り当てることを希望するかどうかについて確認することを提案する。

### (1) After reaching each Members’ nominal catches, assess the costs and benefits of alternative rebuilding strategies, including those that favour stock rebuilding over short-term catch increase (very high priority in the Strategic Plan)

各メンバーがそれぞれのノミナル漁獲量に達した後、代替的な再建戦略（短期的な漁獲量増加よりも資源再建を優先するものを含む）の費用対効果を評価する（戦略計画上の優先度：非常に高い）

Commencing with the 2018 fishing season, all CCSBT Members will have reached their “nominal catch” level, so it is now time to consider this action item.

2018年漁期の開始時点ですべてのメンバーはそれぞれの「ノミナル漁獲量」の水準に達しているため、この行動事項について検討する時期が来ている。

It is not clear what the EC intended by the words “costs and benefits” in this item of the Strategic Plan. It may be that an economic analysis was intended, such as that suggested by the 2014 Performance Review of the CCSBT, which stated:

戦略計画の本事項における「費用対効果」という文言について、ECが何を意図していたのかは明らかでないが、CCSBTの2014年パフォーマンス・レビューが以下のとおり提案したような経済分析を意図したものであった可能性がある。

*Considering the values generated and the costs supported one might suspect that real “efficiency” might be made more by accelerating stock rebuilding than reducing administrative and research costs. As a consequence, considering that the CCSBT deals with one single species and few markets. It might be in a better position than other tuna RFMOs to consider undertaking at least a preliminary economic analysis of implications of its rebuilding strategy (taking into account, first, only market values) in order to shed some light on the economic implications of the parameters presently used for the Management Procedure and the planned rebuilding trajectory (still undefined).*

生み出される価値及び支持されたコストを鑑みれば、真の「効率」とは、運営及び調査コストの削減よりも資源再建の加速化によって達成されるのではない

かと考える者がいるかも知れない。結果的に CCSBT は単一種及び少数の市場を扱っていることを踏まえれば、管理方式に現在用いられているパラメータ及び計画上の再建軌道（まだ定義されていない）の経済的な影響に関するいくつかの観点を取り除くための同委員会の再建戦略（まずは市場価値のみを考慮する）の影響にかかる予備的な経済分析に最低限取り組むことを検討するには、他の RFMO よりも良い立場にあると考えられるかも知れない。

Alternatively, the EC may have intended that “costs and benefits” be an assessment in terms of the catch and resource trade-offs of different rebuilding strategies. If the EC’s intent is this second meaning, then this action item can be addressed through the current work of the Extended Scientific Committee (ESC).

あるいは、「費用対効果」について、EC は別の再建戦略による漁獲物とリソースとのトレードオフ関係に関する評価を意図していた可能性もある。EC の意図が後者であった場合、この行動事項は拡大科学委員会（ESC）が現在行っている作業を通じて対応可能である。

The ESC is currently in the process of developing a new Management Procedure for the CCSBT. As part of this work, at CCSBT 25 (October 2018), the ESC intends to present results to the EC on the performance and trade-offs of alternative candidate Management Procedures (CMPs). The EC will be requested to confirm or amend broad recovery objectives based on results presented by the ESC. If the EC would like the ESC to consider alternative rebuilding strategies such as: delaying TAC increases until a certain time; or delaying TAC increases until a certain spawning biomass recovery level had been achieved, they would need to advise the ESC as soon as possible so that the ESC incorporates those types of variants as part of their CMP evaluations.

ESC は現在、CCSBT の新たな管理方式を開発中である。この作業の一環として、ESC は、CCSBT 25（2018年10月）において、EC に対し、代替的な候補管理方式（CMP）のパフォーマンス及びトレードオフに関する評価結果を提示する予定である。EC は、ESC から提示された結果に基づき、一般的な再建目標を確認又は変更するよう要請されることとなる。もしも EC が ESC に対して代替的な再建戦略、例えば一定の時期まで TAC の増加を見送る、又は産卵親魚資源量が一定の水準に回復するまで TAC の増加を見送るといったことを検討するよう求めるのであれば、ESC が CMP 評価の中にこういったタイプの変数を取り入れることができるよう、できる限り速やかに ESC に対して指示を与える必要がある。

## (2) Review the implementation of the Recommendation on ERS (medium/high priority in the Strategic Plan)

ERS に関する勧告の実施をレビューする（戦略計画上の優先度：中程度／高い）

Each Member’s/CNM’s implementation of the Ecologically Related Species (ERS) Recommendation should be reviewed each year at the Compliance Committee when the Committee reviews annual reports. It has been assumed that the current action item of the Strategic Plan is intended to be a more comprehensive review of the implementation of the ERS recommendation.

生態学的関連種（ERS）勧告にかかる各メンバー／CNM の実施状況については、毎年、遵守委員会が年次報告書のレビューを行う際にレビューされるべきものである。

る。現行戦略計画上のこの行動事項は、ERS 勧告の実施状況にかかるより包括的なレビューを意図したものであったと想定される。

Some options for conducting this comprehensive review that the Extended Commission (EC) may wish to consider include:

こうした包括的レビューを行うに当たってのオプションとして、拡大委員会（EC）は以下のような内容の検討を求める可能性がある。

- Requesting that the Ecologically Related Species Working Group (ERSWG) conduct this review at its next meeting, which could also involve sending questionnaires to Members to complete in advance of the meeting;  
生態学的関連種作業部会（ERSWG）に対し、その次回会合においてこのレビューを行う（メンバーに対して会合前に回答すべき質問事項を送付することも含む）よう要請する。
- Requesting the Secretariat to conduct a desktop review of the implementation, which could also involve sending questionnaires to Members to complete; or  
事務局に対し、実施状況にかかる机上レビューを行う（メンバーに対して回答すべき質問事項を送付することも含む）よう要請する。
- Develop the Terms and Reference for a special purpose Quality Assurance Review on the implementation of the Recommendation on ERS and contract an independent provider to conduct the review.  
ERS 勧告の実施状況に特化した品質保証レビューに関する付託事項を策定し、レビューを実施する第三者機関と契約する。

(3) Develop a policy and management strategy for ERS, including consideration of clear criteria against which effectiveness could be assessed whilst also addressing safety and issues of practicability, under close cooperation with other tuna RFMOs, relevant industries and other stakeholders, in order to facilitate the fishing industry's efforts to reduce the risks to ERS (medium/high priority in the Strategic Plan)

ERS に対するリスクを削減するための業界の努力を促進することができるよう、他の RFMO、関連業界及びその他の利害関係者との緊密な協力の下、有効性を評価するための明確なクライテリア並びに安全性の確保及び実用性の問題に関する検討を含む、ERS に関する政策及び管理戦略を策定する（戦略計画上の優先度：中程度／高い）

Some options for developing a policy and management strategy for Ecologically Related Species (ERS) that the Extended Commission (EC) may wish to consider include:

生態学的関連種（ERS）に関する政策及び管理戦略の策定に関して、拡大委員会は以下のようなオプションを検討することができる。

- Including this as one component of a CCSBT Fisheries Management Plan and develop this policy in conjunction with the Fisheries Management Plan (see agenda item 10 of this meeting);  
これを CCSBT 漁業管理計画の一部として取り入れ、漁業管理計画と併せてこの政策を策定する（本会合の議題項目 10 を参照）
- Develop a Terms of Reference for an ERS policy/management strategy and then invite a Member to develop a draft policy and management strategy in accordance with the Terms of Reference for discussion at CCSBT 25; or

ERS 政策／管理戦略にかかる付託事項を策定した上で、CCSBT 25 においてこれを検討することができるよう、当該付託事項に従って政策及び管理戦略案を起草するメンバーを招請する

- Schedule a meeting of the Strategy and Fisheries Management Working Group to develop a draft policy and management strategy.

政策及び管理戦略案を策定するため、戦略及び漁業管理作業部会会合を予定する

(4) Promote discussion on research on ecosystem conditions that may affect the reproduction of SBT, with a view to improving knowledge of the effect of climate change on reproduction and recruitment of SBT (medium/high priority in the Strategic Plan)

SBT の再生産及び加入に対する気候変動の影響にかかる知見を改善する観点と併せて、SBT の再生産に影響を与える可能性がある生態系の状況に関する調査にかかる議論を促進する (戦略計画上の優先度：中程度／高い)

The agenda of the Extended Scientific Committee (ESC) is heavily focused on development and implementation of the new Management Procedure through to 2020. Nevertheless, it should be possible to call for papers on this topic prior to ESC meetings and to include discussion of any papers received, as an agenda item within the ESC's agenda.

If more active work is required in these areas, it may require the formation of a special working group to discuss these matters, or alternatively, wait until after 2020 when the ESC's workplan has more flexibility.

2020 年までの拡大科学委員会 (ESC) の議題は、新たな管理方式の開発及び実施に特に重きが置かれる。そうではあるものの、ESC 会合の前に本件に関する文書の提出を呼び掛けるとともに、ESC の議題の中の議題項目として受領した文書の検討を含めることは可能である。この分野についてより活発な作業が必要である場合、これらの問題について検討する特別作業部会を形成するか、又は ESC の作業計画がより柔軟になる 2020 年以降まで待つ必要があると考えられる。

The EC is invited to consider options for progressing discussion on these matters.

EC は、この問題に関する検討を進めるためのオプションについて検討するよう招請されている。

(5) Develop options (based on Convention text) for long term allocation arrangements for all Members, including new members, and apply to TAC increases or decreases (medium/high priority in the Strategic Plan)

新規メンバーを含めた全てのメンバーに関する長期的な配分に関する取り決めのオプションを (条約文に基づき) 策定し、TAC の増加又は減少の際に適用する (遵守計画上の優先度：中程度／高い)

A footnote to this section of the Action Plan of the Strategic Plan states that:

戦略計画の本行動事項のセクションには以下の脚注がある。

*Allocation rules were established in the "Resolution on the Allocation of the Global Total Allowable Catch". This Resolution should be updated once new Members have joined the extended Commission.*



配分のルールは「全世界の総漁獲量の配分に関する決議」において定められている。本決議は、拡大委員会に新たなメンバーが加入した際にアップデートされる必要がある。

The Secretariat has proposed an update of this Resolution for CCSBT 24 to consider, that takes account of recent decisions of the EC and the two new Members to the CCSBT (the European Union and South Africa). The proposed update is provided in Attachment C of paper CCSBT-EC/1710/11.

事務局は、CCSBT 24 による検討に付するため、EC の直近の決定及び CCSBT の二つの新メンバー（欧州連合及び南アフリカ）を考慮した決議改正案を提案している。改正案は文書 CCSBT-EC/1710/11 の別紙 C のとおりである。

However, the “Resolution on the Allocation of the Global Total Allowable Catch” and the update of that Resolution do not explicitly take into account the text from Article 8(4) of the Convention, which states that:

しかしながら、「全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議」及び決議改正案では、以下を述べた条約第 8 条 4 の文言を明確には考慮していない。

*“In deciding upon allocations among the Parties under paragraph 3 above the Commission shall consider:*

「委員会は、3 の規定に基づき締約国に対する割当量を決定する際に、次の事項を考慮する。

- (a) *relevant scientific evidence;*  
関連する科学的な証拠
- (b) *the need for orderly and sustainable development of southern bluefin tuna fisheries;*  
みなみまぐろ漁業の秩序ある持続的発展の必要性
- (c) *the interests of Parties through whose exclusive economic or fishery zones southern bluefin tuna migrates;*  
みなみまぐろが自国の排他的経済水域又は漁業水域を通過して回遊する締約国の利益
- (d) *the interests of Parties whose vessels engage in fishing for southern bluefin tuna including those which have historically engaged in such fishing and those which have southern bluefin tuna fisheries under development;*  
みなみまぐろの漁獲に従事する船舶の所属する締約国（歴史的に当該漁獲に従事してきた締約国及び自国のみなみまぐろ漁業が発展途上にある締約国を含む。）の利益
- (e) *the contribution of each Party to conservation and enhancement of, and scientific research on, southern bluefin tuna;*  
みなみまぐろの保存、増殖及び科学的調査に対する各締約国の寄与
- (f) *any other factors which the Commission deems appropriate.”*  
委員会が適当と認めるその他の事項

The EC is invited to consider whether the updated resolution on allocation of the TAC meets the needs of the CCSBT, and if not, to consider a suitable process and timeframe for developing options based on the Convention text for long term allocation arrangements.

EC は、TAC の配分に関する決議改正案が CCSBT のニーズに答えているかどうかにか

ついて検討するとともに、もし応えていない場合には長期的な配分に関する取決めについて条約に基づくオプションを策定するための適切なプロセス及びスケジュールを検討するよう招請されている。

(6) Consider the need to improve transparency of the decision making processes by minimising the use of Heads of Delegation meetings (medium priority in the Strategic Plan)  
代表団長会議の活用を最小限にすることにより、意思決定プロセスの透明性を改善する必要性について検討する (戦略計画上の優先度：中程度)

If the EC adopts revised Chairing arrangements as proposed under item “2” in the “Actions Items for 2017” within this paper, the new Chair could be given a mandate to improve transparency of the decision making process at meetings. This would allow the new Chair flexibility to experiment with ways of minimising the use of Heads of Delegation meetings. ECが本文書「2017年の行動事項」の事項2で提案した議長に関する取決めの改正案を採択した場合、新議長に対し、会合における意思決定プロセスの透明性を改善するための命令を行うことができる。このことにより、新議長に対し、代表団長会議の活用を最小化する方法を試行する柔軟性を与えることができると考えられる。

Alternatively, the Secretariat could be asked to develop a draft policy for minimising the use of Heads of Delegation meetings for consideration at CCSBT 25.

あるいは、事務局に対し、CCSBT 25において検討することができるよう、代表団長会議の活用の最小化に関する政策案の作成を求めることも考えられる。

(7) Review Convention text (if Member/s propose such negotiations) and, where appropriate, incorporate modern fisheries management principles and/or standards through decisions of the Commission e.g. in reviewing Management Procedure; measures to manage ERS (noting the latter option may be more efficient) (medium priority in the Strategic Plan)  
条約文をレビューし (仮にメンバー (ら) がそのような交渉を提案するならば) 、かつ、適当な場合は、例えば管理方式や ERS の管理措置のレビューの際などにおいて、委員会の決定を通じて、近代的な漁業管理原則及び又は基準を組み込む (戦略計画上の優先度：中程度)

Paragraphs 89 to 92 of the CCSBT 23 report summarised a brief round table discussion on the Convention that was held during CCSBT 23. These paragraphs are repeated below:

CCSBT 23 報告書のパラグラフ 89 から 92 では、CCSBT 会合中に行われた条約に関する円卓会議の総括している。これらのパラグラフは以下のとおりである。

89. *The European Union advised that it wished to seek Members’ views regarding the possibility to allow REIOs to become full Members of the CCSBT, and to provide feedback on the possibility of reviewing and amending the CCSBT Convention if necessary to allow full membership to the EU.*

欧州連合は、REIO が CCSBT のフルメンバーとなることを可能とすることに関するメンバーの見解を求めるとともに、EU がメンバーとなることができるよう、必要に応じて CCSBT 条約をレビュー及び改正することに関するフィードバックを行うよう求めると述べた。

90. *Taiwan pointed out that the Action Plan of CCSBT's Strategic Plan includes an action item to Develop mechanisms for extending full CCSBT Membership to Fishing Entities and REIOs (refer to 11.1(i)), and that this work is scheduled to be considered between 2018 and 2019. It continued that the Convention could remain without revising it if all Members believe that the EC functions well.*  
台湾は、CCSBT 戦略計画の行動計画には漁業主体及びREIO に対して CCSBT への完全な加入資格を拡大するための方法を策定するとの行動事項 (11.1 (i) 参照) が含まれていること、及びこの作業については2018 年から2019 年の間に検討するよう予定されていることを指摘した。
91. *Members did not support commencing the process of reviewing the Convention currently due to lack of necessity and other work priorities, however, some Members noted that they might be in a position to consider the European Union's proposal in the future.*  
メンバーは、必要性がないこと及び他に優先順位の高い作業があることから現時点で条約のレビュープロセスを開始することを支持しなかったが、一部のメンバーは、将来的には欧州連合による提案を検討することはあり得ると述べた。
92. *The European Union indicated that this is an important matter for it because it is representing EU Member States and this is the practise of other RFMO's and the European Union may initiate some bilateral communications intersessionally to discuss this matter further.*  
欧州連合は、欧州連合がEU メンバーを代表していること、他のRFMO では正式なメンバーとなっていることから本件は欧州連合にとって重要な課題であり、本件についてさらに検討するため、休会期間中にある程度の二国間協議を開始したいと述べた。

From the above discussion, it appears that work on modernising the Convention is not of a sufficiently high priority for most Members to review the Convention in the timeframe specified by the Strategic Plan, which was during 2018 and 2019. However, bilateral communications may still occur on this matter. If further progress is not made on this Action Item, it is proposed that this should be discussed and considered for the next Strategic Plan. 上に示した議論のとおり、条約のレビューは戦略計画上は2018年及び2019年中に予定されているが、ほとんどのメンバーにとって、条約の近代化にかかる作業はそれほど優先度は高くないようである。しかしながら、本件に関する二国間交渉が行われる可能性はある。この議題項目についてさらなる進展がない場合、本件については次の戦略計画において議論及び検討することを提案する。

The EC is invited to consider whether additional action can be taken in relation to incorporating modern fisheries management principles and/or standards in the immediate future.

ECは、近代的な漁業管理原則及び／又は規範を直ちに条約に取り入れるための追加的な行動を起こすかどうかについて検討するよう招請されている。

CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則  
(~~20172011~~年10月~~1213~~日更新)

1. この規則における CCSBT によるデータの伝達に関連する基本原則

1. 表 1 において特定され、かつ CCSBT 又はその事務局及びそれらの代理人となるサービス提供者又は委託業者が保有するデータ及び情報の公表は、この手続規則に基づいてのみ行われるものとする。
2. 第 1 パラグラフの規定にかかわらず、データは、CCSBT にデータを提供した拡大委員会のメンバー（又は協力的非加盟国）がその公表を許可した場合に公表することができる。
3. 事務局長が正式に許可した CCSBT 事務局内の者<sup>1</sup>及びサービス提供者で、委員会の機密保持に関するプロトコルを読みかつ署名した者は、CCSBT の業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。
4. 委員会<sup>2</sup>及びその補助機関の役職にあり、委員会の機密保持に関するプロトコルを読みかつ署名した者は、CCSBT の業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。
5. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国（CNM）は、条約の目的を果たすために以下を含むデータにアクセスできるものとする：
  - (a) これらの旗を掲げている船舶であって、みなみまぐろの漁獲、船上保持、転載又は水揚げについての許可を受けた又はそれらの活動に従事したものに關するデータ。
  - (b) これらの管轄水域で漁業を行っているすべての船舶について、当該漁業が行われている期間のデータ。
  - (c) データの提供元である拡大委員会のメンバー若しくは CNM が拡大委員会に対して当該データの公表を許可した場合、又は表 1<sup>3</sup>の機密性リスク区分において「リスクなし」若しくは「低」とされている場合にあっては、科学及びその他の調査を目的としたデータ。拡大委員会のメンバー又は CNM が当該データの公表を継続的に許可すると決定した場合においても、当該メンバー又は CNM は事務局に通知することで当該許可をいつでも取り消すことができる。
6. CCSBT、その事務局及びそれらのサービス提供者又は彼らの代理となる契約職員は、現実的に可能な限り適時にデータを公表しなければならない。

<sup>1</sup> 事務局長が正式に許可した CCSBT 事務局内の者とは、事務局長によって任用され、事務局長に対して責務を負う事務局の職員及び契約職員を言う。

<sup>2</sup> 委員会の役職とは、委員会によって任用され、委員会のために特別な任務を遂行し、委員会に対して当該任務に関する責務を負う者を言う（例：独立議長、科学諮問パネル）。

<sup>3</sup> これらのデータは一般的に、CCSBT ウェブサイトのプライベートエリア又は CCSBT データ CD でメンバーに提供される。

## 2. リスク区分及び機密性の定義

7. これらの手続規則の対象となるデータは、表 1 に含まれるリスク区分の手法に従って、特に、その情報が許可なしに公開された場合に生じうる拡大委員会の作業及び信頼性への悪影響を反映して区分される。
8. これらの手続規則の対象となるデータは、表 1 にある機密性リスク区分に基づいて、公有データ又は非公開データのいずれかに決定される。

## 3. 公有データの伝達

9. 第 10 パラグラフに記載されるデータを除き、表 1 で「リスクなし」と区分された種類のデータは、公有データとする。
10. 公にされるデータは、いかなる船舶、団体又は個人の活動も明らかにせず、又それらを特定しないものとする。公にされる漁獲量及び努力量データは、旗国、漁具、年、月及び 1 度区画（表層漁業）又は 5 度区画（はえ縄漁業）で集計されるものとし、1 つの層に隻数情報が含まれる場合には、1 つの層に 3 隻以上の船舶が含まれるものの観測値から構成されるものとする。
11. 公有データは、次の形でいかなる者でも入手できるものとする： (a) 委員会のウェブサイトからダウンロードする及び/又は (b) 要請に応じて委員会が公表する。
12. 委員会のウェブサイトは、公有データの閲覧又はダウンロードに関する条件を掲載しなければならない（例えば、データの出典を明確にしなければならないこと等）、データを要請する者が閲覧又はダウンロードを開始する前にこれらの条件を「承諾する」ことを要件としなければならない。

## 4. 非公開データの伝達

### 4.1 非公開データの定義

13. 第 9 パラグラフに記載されていない種類のデータは、すべて非公開データとする。ただし、拡大委員会の決定に従うことを条件とする。

### 4.2 非公開データの伝達及びアクセスに関する原則

14. 非公開データへのすべてのアクセス及びその伝達は、これらの手続規則に基づいてのみ許可され、別紙 1 において規定される CCSBT データ安全性基準に基づき保護されるものとする。

15. CCSBT事務局は、リスク区分が「中」又は「高」の非公開データへのすべてのアクセス及び公表について、該当する場合には、氏名、所属、アクセス又は公表されたデータの種類、データ要請の目的、データ要請の日付、データ公表の日付及び与えられた許可を含め、記録を作成し拡大委員会に報告するものとする。

#### 4.3 事務局職員、CCSBT サービス提供者並びに委員会及びその補助機関の役職にある者による非公開データへのアクセス

16. 第3及び第4パラグラフに基づき事務局長が正式に許可するCCSBT事務局内の者及び科学諮問パネルを含むサービス提供者は、CCSBTの業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。委員会及びその補助機関の役職にある者は、それぞれのCCSBTの業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。そのような者は全員、事務局長との機密保持契約に署名し、アクセスするデータについてはCCSBTデータ安全性規準を遵守するものとする。事務局長は、そのような対象者の登録簿を（データにアクセスする目的も含めて）保持し、拡大委員会のメンバー又はCMNから文書で要請があった場合はその登録簿を提供するものとする。

#### 4.4 拡大委員会のメンバー及びCMNによる非公開データへのアクセス

17. 拡大委員会のメンバー及びCMNは、条約の目的を果たすために以下を含むデータにアクセスできるものとする：
- (a) これらの旗を掲げている船舶であって、みなみまぐろの漁獲、船上保持、転載又は水揚げについての許可を受けた又はそれらの活動に従事したのものに関するデータ。
  - (b) これらの管轄水域で漁業を行っているすべての船舶について、当該漁業が行われている期間のデータ。
  - (c) データの提供元である拡大委員会のメンバー若しくはCMNが拡大委員会に対して当該データの公表を許可した場合、又は表1<sup>3</sup>の機密性リスク区分において「低」とされている場合にあっては、科学及びその他の調査を目的としたデータ。拡大委員会のメンバー又はCMNが当該データの公表を継続的に許可すると決定した場合においても、当該メンバー又はCMNは事務局に通知することで当該許可をいつでも取り消すことができる。
18. 拡大委員会のメンバー及びCMNは、非公開データへのアクセスを要請する権限を有する少数（できれば2名）の代表者<sup>4</sup>を事務局に通知するものとする。当該通知は、氏名、所属及び連絡先の情報（例：電話、ファクシミリ、メールアドレス等）を含むものとする。CCSBT事務局は、当該権限を有する代表者リストを保

<sup>4</sup> 権限を有する代表者からの要請は通常、当該代表者自身ではなくそれ以外の者（例：科学者）のデータへのアクセス許可を得るために行われる。「低リスク」に区分されたデータに関しては、CCSBTウェブサイトの関連するプライベートエリアへのアクセスを要請するだけでよい。これらの要請は、事務局に直接メールで連絡することで処理できる。「中」又は「高」リスクに区分されたデータについては、別紙2の手続きに従わなければならない。

持する。拡大委員会のメンバー及びCMN並びに事務局は、メンバー及びCMNの代表者リストを確実に適宜更新し利用可能な状態にしておくものとする。

19. 拡大委員会のメンバー及びCMNの代表者で権限を有する者は、非公開データのリスク区分に基づき、またCCSBTデータ安全性基準に適合する形で、非公開データの機密性及び安全性を確保する責任を有する。
20. 拡大委員会のメンバー及びCMNによる非公開データへのアクセスは、これらの手続規則とともに、別紙2にある非公開データの公表要請手続に基づき、事務局長が管理し権限を与えるものとする。
21. 拡大委員会へのデータ提供義務を2年間連続して履行しなかったメンバー又はCMNは、かかる義務が履行されるまで、非公開データへのアクセスを認められない。第18及び第19パラグラフに基づいて権限を与えられたメンバー又はCMNの代表者が、これらの手続規則を遵守しなかった場合は、適切な措置がとられるまで当該メンバーの非公開データへのアクセスは認められない。

#### 4.5 他の地域漁業管理機関とのデータ交換

22. 委員会が他の地域漁業管理機関（RFMO）又はそれ以外の機関とのデータ交換に関する取決めを実施するときは、当該取決めにおいて、当該他のRFMは互恵的な形で同等のデータを提供すること及び提供されたデータをCCSBTデータ安全性基準と適合する形で保持することとする要請を含まなければならない。交換可能なデータは、リスク区分が「リスクなし」又は「低リスク」のものとする。よりリスクの高い区分のデータに関しては、拡大委員会による特別な承認を得た後においてのみ、共有のための検討が可能となる。事務局長は、毎年 of 年次会合において、他のRFMOとのデータ交換に関する取決めの写し、及び過去12か月の間に当該取決めに基づいて行われたデータ交換の概要を提供する。

#### 4.5 その他の状況における非公開データの伝達

23. 非公開データの提供元である拡大委員会のメンバー又はCMNが、拡大委員会による当該データの公表を許可したときは、事務局はいかなる者<sup>5</sup>に対しても当該データの提供を行う。拡大委員会のメンバー又はCMNが当該データの公表を継続的に許可すると決定した場合においても、当該メンバー又はCMNは事務局に通知することで当該許可をいつでも取り消すことができる。
24. 非加盟国による非公開データへのアクセスに関する条件は、データの提供元である拡大委員会のメンバー又はCMNがその都度判断するものとする。当該メンバー又はCMNの自由裁量により、その際の要件は別紙2に規定される手続と同様のものになる場合もあれば、そうでない場合もある。

#### 4.6 不可抗力

<sup>5</sup> 大学、研究者、NGO、報道機関、コンサルタント、業界、連合会等を含む。

25. 不可抗力によって海上で生命が危険にさらされたときは、事務局長は救助団体への非公開データの公表を許可することができる。

## 5. 定期的レビュー

26. 拡大委員会又はその補助機関は、これらの手続規則及び補助的文書を定期的にレビューし、必要に応じて修正を行う。

27. 表 1 に規定されていないデータの提供について検討するときは、拡大委員会又はその補助機関は、当該データについて表 1 に規定するための適切なリスク区分を検討しなければならない。

## 6. 最終条項

28. これらの手続規則は、メンバーが CCSBT に提供したデータの公表を許可することを妨げるものではない。



表 1：情報の種類及び機密性リスク区分

この表でリスク区分を受けていない種類の情報は、これらの機密性に関する規則で管理されない。しかしながら、この表は、必要に応じて、拡大委員会のメンバーによる休会期間中の合意を含め、拡大委員会によって適宜更新される。

下記にある承認された特定の種類の情報の要約を除き、以下の伝達に関する一般的原則が 4 種類の機密性リスク区分<sup>6</sup>に適用される：

- 「リスクなし」：公表可能で、CCSBT ウェブサイトのパブリックエリアに掲載可能。
- 「低リスク」：非公開。しかしながら、特段の記載がない限り、メンバー及び CNM は、特定の承認なしにこれらのデータを入手可能。CCSBT ウェブサイトのプライベートエリア及び CCSBT データ CD に掲載可能。また、これらのデータは、第 22 パラグラフの規定に基づき、他の RFMO と共有可能。
- 「中リスク」：非公開。公表に特定の許可を要する。CCSBT データ CD 又は CCSBT ウェブサイトのプライベートエリアへの掲載は不可（特定の許可を受けた者だけがアクセスできるプライベートエリアのさらに制限が付いたスペースであれば可）。
- 「高リスク」：非公開。公表に特定の許可を要する。CCSBT データ CD あるいは CCSBT ウェブサイトのプライベートエリアへの掲載は不可。

情報の種類	リスク区分
漁具・旗国別に層化された年間推定漁獲量及び漁船隻数	リスクなし
漁具・旗国別の SBT 漁船の年間操業隻数 <sup>7</sup>	リスクなし
漁具/年/月、5 度区画（はえ縄）又は 1 度区画（表層）及び旗国別に層化された集計漁獲量・努力量データ — 1 つの層に隻数情報が含まれる場合には、1 つの層に 3 隻以上が含まれるものの観測値から構成する。	リスクなし
<u>歴年、漁具、CCSBT 統計海区及び種群別に集計された漁獲努力量及び科学オブザーバーデータ（ERSWG データ交換の規定のとおり）</u>	<u>リスクなし</u>
CCSBT 許可漁船、運搬船及び蓄養場の記録	リスクなし
<u>CDS 決議第 6 条 4 の規定に基づき CDS データから集計された、旗国/主体、収獲年、仕向先及び漁具別の正味重量及び推定原魚重量</u>	<u>リスクなし</u>
航空調査、SAPUE 及びひき縄調査の指数	リスクなし
生物学的データ（サイズ別及び年齢別漁獲データ）	リスクなし <sup>8</sup> – 低
生物学的データ（標本から収集された性別、直接年齢査定、耳石、胃内容物、成熟度、 <del>遺伝学的データ</del> 、同位体 N15/C14）	低
通常型標識データ	リスクなし <sup>9</sup> – 低
漁具/年/月、5 度区画（はえ縄）又は 1 度区画（表層）及び旗国別に層化された集計 SBT 漁獲量及び努力量データ。最低隻数の条件なし。	低

<sup>6</sup> 4 種類のリスク区分は、CCSBT データの機密性の安全性に関する方針で規定される各区分に適用される必要な安全措置のレベルによっても区別される。

~~<sup>7</sup> 現在この情報は存在しないが、CDS が 12 か月間実施された時点で利用可能になる。~~

<sup>8</sup> サイズ別及び年齢別漁獲データは、毎年の委員会年次会合閉会後に公表されるものと見なされている。それ以外の生物学的データは、それらのデータの収集に関与した研究者が解析して論文を発表するのに十分な時間が経過した時点でのみ公表されるものと見なされる。

<sup>9</sup> CCSBT が実施する標識放流計画のデータのみが「リスクなし」と見なされる。

情報の種類	リスク区分
<u>旗国/主体、暦年、漁具、CCSBT 統計海区及び種（又は種群）別に集計された漁獲努力量及び科学オブザーバーデータ（ERSWG 交換の規定のとおり）</u>	低
漁具/年/月、5 度区画（はえ縄）又は 1 度区画（表層）及び旗国別に層化された SBT 以外の種の集計漁獲量及び努力量データ。最低隻数の条件なし。	中低
通常の科学データ交換のために拡大科学委員会が特定した（その後拡大委員会が承認した）この表に明示されていないそれ以外のデータ及び情報	低
旗国別の毎月の漁獲量報告	低
権限を有する CDS 確認者	低 <sup>10</sup>
<u>CDS 決議別添 3 に基づく、拡大委員会への CDS 6 ヶ月/年次報告書</u>	低 <sup>11</sup>
<u>サンプルごとの各遺伝子座のクローン ID を含む近縁遺伝子及び遺伝子標識放流遺伝子型判定データ及び各遺伝子座の各対立遺伝子の計数データ</u>	中 <sup>12</sup>
船/会社別の初期割当配分量及び最終漁獲量	中
はえ縄の 1 度区画の解像度の集計漁獲量・努力量データ。最低隻数の条件なし <sup>13</sup> 。	中
転載船積送品	中
認定転載オブザーバーの人事に関する事項	中
漁獲証明制度及び貿易情報スキーム	中
蓄養に関する成長率及び標識放流データ	高
蓄養場における移送の際のステレオビデオカメラ観察に基づく SBT 個体別の体長データ	高
操業レベルの漁獲量及び/又は努力量データ <sup>14</sup>	高
上記の生物学データ以外の集計科学オブザーバー・データ。 <u>SBT、サメ及び混獲魚、海鳥、亀、海洋ほ乳類を含む。</u>	中
上記の生物学データ以外の操業レベルの科学オブザーバー・データ	高

<sup>10</sup> CCSBT CDS に協力している非加盟国も入手可能。

<sup>11</sup> CDS 決議に基づき、事務局はこれらのデータを各メンバーによって指定された権限を有する者のみ提供している。このため、これらのデータは、CCSBT ウェブサイト又は CCSBT データ CD のいずれにも掲載されていない。

<sup>12</sup> これらのデータは、CCSBT の目的のためのメンバーによる使用に対して提供可能であるが、これらのデータ及び関連する情報の CCSBT の外部への公表については、ユーザーは契約上の制約の順守を求められることとなる。

<sup>13</sup> 毎年データ交換の一環として、事務局は、この解像度の集計漁獲努力量データをニュージーランドから日本に対して提供するよう要請されている。

<sup>14</sup> この情報は現在ニュージーランドからのみ提供されている。

表 2：表 1 にある情報の種類に関する注釈

情報の種類	注釈
CCSBT 船舶及び蓄養場の記録	SBT の蓄養、漁獲及び運搬を許可されている船舶及び蓄養場が対象。
その他の公開情報からの船舶及び漁具の特徴	オブザーバー及び港湾検査官が収集したデータを含む。すべての船が対象（すなわち、国の管轄水域内に限定された国内船団を含む）。電子機器も含む。
海況気象データ	これらの「海況気象データ」は、例えば安全性の区分に影響を及ぼすような、情報を収集した漁船を特定するような情報は含まない。
航空調査、SAPUE 及びひき縄調査の指数	航空調査（科学及び商業探索の両方 - SAPUE は Surface Abundance Per Unit Effort、すなわち単位努力当たり表層資源量の略称）及び科学的ひき縄調査からの加入量指数。
生物学的データ	生物学的データは、オブザーバー、港湾検査官及びその他の情報源から収集されたサイズ別・年齢別漁獲データ、性別・成熟度データ、 <del>遺伝学的データ</del> 、直接年齢査定、耳石等の硬組織のデータ、胃内容物及び同位体 N15/C14 データを含む。これらの「生物学的データ」は、例えば安全性の区分に影響を及ぼすような、漁船を特定するような情報は含まない。
通常型標識データ	通常型標識データは、放流及び再捕位置、体長及び日付を含む。「リスクなし」の標識データは、例えば安全性の区分に影響を及ぼすような、標識漁を再捕した漁船、会社又は個人（コード化された識別子も）を特定するような情報は含まない。
通常の科学データ交換のために拡大科学委員会が特定した（その後拡大委員会が承認した）この表に明示されていないそれ以外のデータ及び情報	毎年、拡大科学委員会（ESC）は、翌年のデータ交換の要件をレビューし、交換されるデータの種類を定義した表を作成する。ここでは、ESC が生成する情報で、これらの規則に付随する表 1 に明示的に区分されていないものをすべて指す <sup>15</sup> 。これらの規則の表 1 で区分されるデータに対して求められる手続きとともに、データ交換要件にあるデータの使用に関する制限を遵守しなければならない。
旗国別の毎月の漁獲量報告	メンバー及び CNM が、毎月の漁獲量を漁獲月の 1 か月後に報告する CCSBT 報告制度。
船/会社別の初期割当配分量及び最終漁獲量	メンバー及び CNM が、各船舶/会社に最初に配分した割当量及び各船/会社のその漁期の最終漁獲量を報告する CCSBT 報告制度。
漁獲証明制度及び貿易情報スキーム	CCSBT 漁獲証明制度及び貿易情報スキームで収集されたデータ。
操業レベルの漁獲量・努力量データ	漁船のログブック及びオブザーバーを通じて収集された、操業ごとの非集計データ。
電子標識データ	詳細な電子標識データは、ポップアップ型及びアーカイバルタグの日付、時刻、深度、水温、照度等の詳細な記録を含む。
認定検査官の人事に関する事項	個人名が特定される場合、リスク区分は <b>高</b> となる。
違反及び侵害の詳細	調査中及び/又は訴訟中の個別の違反及び侵害が対象となり得る。オブザーバーが収集した遵守に関する情報も含まれる。
経済・社会的データ	現在リスク区分を行うための十分な情報がない。

<sup>15</sup>データ交換に通常含まれているが、この規則の中に出てこない項目の例：遊漁推定漁獲量、SBT 輸入統計、調査死亡枠使用状況、非保持漁獲量、CPUE 指数等。

## CCSBT データの機密性の安全性に関する方針(DCSP)

この方針の目的は、非公表データ（以下この別紙において、非公表データを「データ」と言う）が、機密性が保護される形で、データ受領者への提供及びデータ受領者による管理が確保されることを促進することにある。この方針は、データの喪失又は損傷（例：火災、洪水、事故、システムの機能不全等）のような機密性の保護に関連しないデータの安全面を対象とするものではない。

データ受領者（CCSBT 事務局を含む）は、少なくとも以下に規定する基準に従ってデータの安全性を管理する必要がある。以下に示す基準は、要件の範囲の概要を明確にするために、意図的に簡潔にしてある。ほとんどの項目の詳細情報は、ISO/IEC 27002:2005(e)<sup>16</sup>から得ることができる。

事務局長は、個別のデータを公表する前に安全上の追加的な条件を課してもよい。データ受領者は、安全性に関するそのような追加的な条件を守ることが必要である。事務局長は、データ提供者からの要請があった場合には、安全性に関する個別の条件を撤回することができる。

### 1) 人材関連の安全性

- リスク区分が「中」又は「高」のデータについては、事務局長の承認を受けた者（以下「承認された者」と言う）だけが、受領組織（以下「組織」と言う）によって、データへのアクセスを許可されるものとする。リスク区分が「低」のデータについては、受領するメンバー又は CNM が承認した者（これについても、以下「承認された者」と言う）がデータへのアクセスを許可されるものとする。
- 組織は、承認された者の情報の安全性に対する責任を明記し、違反した者に対しては処罰を課すことができるよう、承認された者との契約/取決めに適切な条件を設けることとする。
- 組織は必要に応じて、承認された者に対して情報の安全性に関する啓発及び訓練を行う。
- 組織は、承認された者の役割又は雇用に変更が生じたときに機密性が維持されるよう解除手続を策定するものとする。これは最低限として、データの返却又は安全な処分<sup>17</sup>、当該承認された者のデータへのアクセスの取消しが含まれ、「中」及び「高」リスクのデータにアクセスが認められている承認さ

<sup>16</sup> 「情報技術－セキュリティ技術－情報セキュリティマネジメントの実践のための規範」に関する国際基準。

<sup>17</sup> 「中」又は「高」のリスク区分の「安全な処分」とは、データを含む媒体の焼却又は記録文書を切り刻むこと、及び電子媒体の場合は通常削除又は初期化機能を使うのではなく、物理的な破壊又は元の情報の復元を不可能にする上書き手法を用いることを意味する。「中」及び「高」リスクデータの安全な処分は、データのバックアップを含むすべてのコピーを破壊することが必要である。「低」リスクの区分のデータの場合は、機密性が保たれることを条件として、高次のリスクのデータの処分方法をより現実的な方法に変更してもよい。例えば、低リスクデータのバックアップを破壊する代わりに、それらバックアップデータを、許可なしではアクセスできない手続が確立されている安全な環境に保管する方法でも充分である。

れた者については、新しい地位とともにどのような措置が講じられたかを事務局長に通知することが含まれる。

## 2) 物理的及び環境上の安全性

- すべての暗号化されていないデータ及びそれらの産物は、最低限以下の対策を施した物理的に安全な場所に保管されるものとする：
  - 承認されていない者が随行なしに保護区域に入ることを防止するための頑健な周辺構造<sup>18</sup> 及び適切に作動する入室制御機能（入室時にカードが必要な自動ロックシステム又は人が配置されている受付等）；
  - 保護区域への侵入を探知する適切に作動しかつ監視が行われる電子侵入者探知システム
- 機密性の区分が低から中のデータ及びそれらの産物で、第「5」パラグラフに従って暗号化されているものは、上述の保護区域の外の非公共スペースで使用することができる。使用していない間は、当該暗号化されたデータを記憶させた媒体を携帯するか、又は施錠された私的な設備に保管し安全を確保するか若しくは見えない場所に隠すものとする。
- データを表示するための機材（モニターやプリンタ等）は許可を受けていない者が表示されている情報を見たり、記録したり、又はコピーができない場所に設置するものとする。データ又はデータの産物の印刷物は、プリンタから直ちに取り除くものとする。
- 以下の場合には、データを安全に処分するものとする <sup>1745</sup>：
  - 「中」及び「高」リスクデータについては、データの要請目的が完了したとき；
  - すべてのデータについては、組織が条約の目的を果たすためにデータが必要でなくなったとき；
  - 承認を受けていない者が媒体の保守整備をする予定があるとき、及び媒体を処分する予定があるとき、当該媒体から。

## 3) コミュニケーション及び運用管理

- 悪質なコード（コンピュータウイルス、トロイの木馬、ロジックボム等）及び許可を受けていないモバイルコードを検出し、それらの侵入を防止する予防措置を実施するものとする。これらの予防措置は、少なくとも以下のことを含む：
  - 悪質なコードの検出及び修復ソフトのインストール及び定期的な（毎日1回以上の）更新によるコンピュータ、媒体及びEメール内にある悪質なコードのスキャン；
  - 組織は必要に応じて、悪質なコードの危険性及び悪質なコードによる感染リスクを減少させるための手法に関する意識を向上させるキャンペーンを実施するものとする。
- 適切なネットワーク制御を導入して、ネットワークを通じてアクセス可能なすべてのデータの安全を守るものとする。

<sup>18</sup> 地上階にあるオフィスに窓がある場合は、周辺構造の十分な安全性を確保するために、窓をさらに保護するか、内側の囲い枠を物理的に固定する必要がある。

- 通信ケーブルからデータが傍受されないように保護するものとする。
- 適切に暗号化されない限り、データを公的なネットワーク（インターネット等）で送信してはならない。
- 暗号化されていないデータは、暗号で保護されたプライベートネットワークでない限り、かつ機密区分が低いデータでない限り、無線ネットワークで送信してはならない。無線ネットワークに接続しているコンピュータは、機密区分が中及び高のデータが暗号化され、かつコンピュータが無線ネットワークに接続中は暗号化ボリュームが有効化されていない（アクティブでない）限り、当該データを扱うことはできない。
- すべての安全性にかかわる実際に発生した又は疑われる事件について、調査し事務局長に報告するものとする。

#### 4) アクセス制御

- データへのアクセスは、承認された者がユーザーID及びパスワード<sup>19</sup>を使用して成功裡にログオンすることが要求されるものとする。
- ユーザーIDは、承認された者に固有のものとする。
- パスワードは、承認された者以外は対外秘にしなければならず、以下の条件を含む妥当なパスワード管理方針に基づくべきである：
  - 仮のパスワードを安全な方法で提供し、最初のログオンのときにパスワードの変更を強制する；
  - パスワードの最小限の長さ及び複雑さを要求する；
  - パスワードの再利用を認めない；
  - ユーザーが質のよいパスワード（書き留めなくても記憶できる、推測が容易な情報ではない、辞書攻撃を受けにくい、連続した同じ又は順次の文字を使わない、文字及び数字の両方を使う、最小限必要な長さにする）を使用するよう指導し、パスワードの変更は、パスワード又はシステムにおいて情報漏洩が生じた可能性が認められた場合及び定期的に行う；
  - パスワードを保護（例：暗号化）した上で保存、送信及び表示する；
  - ログオンの失敗は3回を限度とし、特定の許可を得ない限りそれ以降のログオンは拒否される。
- 承認された者のアカウントは、アクティブでない時間があつた場合に10分以内に作動するパスワードで保護されたスクリーンセーバー<sup>20</sup>を使用し、その場を離れている間保護されるものとする。

#### 5) 暗号化制御

- 上述の第「2」パラグラフにある物理的に安全なエリア以外の場所では、データを必ず頑健な暗号化技術で暗号化するものとする。
- 事務局から、データ受領者又はCCSBTウェブサイトのプライベートエリア<sup>21</sup>に、データを提供又は送信する際は、暗号化技術（暗号化されたファイル又は暗号化された送信プロトコル）を使用するものとする。

<sup>19</sup> 本人確認及び認証方法として、例えばバイオメトリクス（指紋認証）等の代替の技術が使用できる。

<sup>20</sup> 又は同等の措置。

<sup>21</sup> データ提供者からその他の合意がない限り、機密区分が中又はそれ以下のデータはCCSBTウェブサイトのプライベートエリアに掲載することができる。しかしながら、機密区分が中のデータは、そのデータへのアクセス

- 暗号化については、各ユーザーが秘密鍵及び公開鍵を所有する場合、秘密鍵技術又は公開鍵技術のどちらかを使用することができる。どちらの方式も、購入可能な数多くの妥当なファイル暗号化ソフト（PGP 等）があり、無料のもの（TrueCrypt 等）もある。
- 60 分間アクティビティ（暗号化された容量を読んだり書き込む等）がなかったとき、パワーセービングモードに切り替わった後、及びユーザーがログオフしたとき、暗号化されたボリュームが自動的に無効化されるものとする。
- 秘密鍵及び公開鍵は、許可を受けていない開示から保護するとともに、安全な形で対象となるユーザーに配布されるものとする。

---

が許可されている者だけがアクセスできるプライベートエリアのさらに制限が付いたスペースに掲載しなければならない。

## 非公開データの公表要請手続

1. CCSBT に非公開データを提供した拡大委員会のメンバー及び CNM は、CCSBT による非公開データの公表を許可する権限を持つ代表者を事務局に通知するものとする。該当するデータを公表するかどうかの決定は、適時に行うものとする。
2. 次に該当する場合においては、CCSBT のメンバー及び CNM は、データへのアクセスを得るために必要な次項以降の手続を経る必要はない：
  - CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の表 1 において、データのリスク区分が「低」の場合；
  - アクセスを求めているメンバー又は CNM が、該当するデータの提供者であった場合。
3. 非公開データにアクセスする要請を書面で事務局長に提出するものとする<sup>22</sup>。拡大委員会のメンバー又は CNM が条約の目的を果たすために要請する場合においては、条約のいかなる目的に基づいているのかを関連条項を示して特定するものとする。書面による要請は、CCSBT データ要請書（この別紙の付属書 1）を使用するものとする。さらに、アクセスを要請するメンバー又は CNM は、以下の事項を遵守するものとする：
  - (a) 書面による要請に記載した目的のためだけに該当するデータを使用することを約束する；
  - (b) CCSBT データ機密保持契約（この別紙の付属書 2）に必要事項を記入・署名の上、事務局長に提出する；
  - (c) 別紙 1 にある CCSBT のデータ安全性基準に従ってデータを扱う。
4. 拡大委員会のメンバー又は CNM が第 17 パラグラフ (c) に基づきデータへのアクセスを要請する場合においては、事務局長は該当するデータの提供元である拡大委員会のメンバー又は CNM に記入済みのデータ要請書及び署名済みの機密保持契約を送付し、CCSBT がデータを公表するための許可を当該メンバー又は CNM から得るものとする。
5. 事務局長は、要請書に記載されている目的を達成するために必要な範囲を超えるデータの公表は許可してはならない。
6. 事務局長は、該当するデータのアクセスに適切な条件（例えば、公表された目的が達成された時点若しくは予め決めていた期日に削除する、又はデータをアクセスする者の登録簿を保持し拡大委員会の要請に応じて提出するなど）を課すことができる。
7. 拡大委員会のメンバー及び CNM が最初の要請書と同じ目的で要請したデータに複数回のアクセスができるよう、恒久的な許可を要請することもできる。

<sup>22</sup> メンバーからの要請は、第 20 パラグラフのセクション 4.4 に規定される権限を有する代表者を通じてのみ行わなければならない。



8. 拡大委員会のメンバー及び CNM による非公開データへのアクセスに関する事務局長の決定に不満がある場合においては、拡大委員会の議長が解決するものとする。

## CCSBT データ要請書

### 1. 要請するデータ

要請するデータの明細として、データの種類及びデータの種類に関連するパラメータ、とりわけ、対象となる漁具、期間、地理的エリア及び旗国並びに各パラメータの層化のレベルを示さなければならない。

[ここにデータセットのリストを挿入]

### 2. 目的

非公開データを要請する場合には、データの使用は下記に記載される目的に限定されるものとする。

[非公開データを要請する場合は、ここにデータを要請する目的を記載]

### 3. データにアクセスする者

非公開データを要請する場合には、要請するデータにアクセスする許可を受けた代表者の氏名、肩書及び所属を以下に記載するものとする；非公開データの使用許可は、以下に記載する者のみに与えられる。

[ここにアクセスする者のリストを記載]

- 機密保持契約に署名すること。

## CCSBT データ機密保持契約

みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）による非公開データ伝達に関する機密保持契約

申請者の氏名、連絡先の詳細及び署名  
組織の正式名称、住所及び連絡先の詳細  
署名及び日付

私/私共は、下記の事項に合意いたします：

- データの使用に関して事務局長が課すすべての条件に従うこと；
- データは、要請した目的のためだけに使用し、データ要請書の第 3 項目に記載された個人だけがアクセスすること、並びにデータを要請した目的のための利用が終了したときに安全に処分すること <sup>1745</sup>；
- 要請したデータを許可なしに複製しないこと。申請者が要請したデータの全部又は一部を複製した場合は、事務局長に通知し、データを要請した目的の完了時に安全に処分すること；
- CCSBTによって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の別紙 1 に規定されている CCSBT データ安全性基準に従うこと；
- 要請したデータを使用したすべての解析報告を公表する前に、CCSBT 事務局長にその報告書を提出し、承認を得るものとする。その際に事務局長は、非公開データが発表されないことを確認するものとする；
- 公表されたデータを使用した作業の結果が含まれるすべての報告書のコピーを CCSBT 事務局及び関連する CCSBT の補助機関に提出すること；
- 申請者は、事務局長の書面による同意なしに機密情報をいかなる第三者に対しても直接又は間接的に開示、漏洩又は譲渡しないこと；
- 申請者は、CCSBT の機密情報を許可を受けずに、不注意により、又は意図せずに開示した場合は、事務局長に直ちに書面で通知するものとする；
- 申請者は、要請したデータを一旦受領したならば、機密保持契約の違反に伴って生じ得るすべての責任を負うこと；
- CCSBTによって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の第 21 パラグラフに基づき、申請者、又は、とりわけ、その所属、職員、弁護士、会計士、コンサルタント、外部委託者、又はその他の顧問若しくは代理人によって、機密保持契約に反する開示に対処する適切な措置がとられるまで、当該拡大委員会のメンバー又は CNM の非公開データへのアクセスは認めてはならない；
- CCSBT は、申請者への書面通知をもってこの契約を解除することができる。

## 議長に関する取決めの改正案を反映するための CCSBT 手続き規則改正案

みなみまぐろ保存委員会

## みなみまぐろ保存委員会手続規則

## 規則 1

- ・
- ・
- ・

## 規則 4

## 議長及び副議長

1. 委員会は、各年次会合の終了時において、議長及び副議長を務める個人を代表の中から議長及び副議長を選出するものとする。—議長及び副議長は異なる加盟国から選出されるものとし、後任者が次の年次会合において選出されるまでの間在任するものとする。議長及び／又は副議長は、それぞれの任務を全うすることができないか、又は後任者が選出されない限り、さらに1年間の任期を最大で3回まで再任されることができる。委員会が議長及び／又は副議長を選出することができない場合は、議長が選出されなかった場合は主催国（当該年の年次会合を主催予定であるメンバー）が議長を提供し、副議長が選出されなかった場合は次の主催国であるメンバーが副議長を提供するものとする第1回会合の議長及び副議長は、選出後直ちに任につき、後任者が第1回会合の終了前に選出されるまでの間在任するものとする。その後は、議長及び副議長は選出された会合の終了以降その任につくものとする。

2. 議長は、委員会の会合に議長として参加するものとし、投票権を含む加盟国の代表としての権利を同時に行使することはできないものとする。自国の代表が議長に選出された加盟国は、他の者を代表として指名することができる。

3. 事務局が設立されるまでの間は、議長は、条約第10条3に規定された事務局の機能を果たすため、その所属する政府の中から1年の期間委員会の書記として行動する職員を指名するものとする。議長は、委員会の各年次会合において、書記の氏名と連絡先を加盟国に通告するものとする。

4. 議長が不在の場合は、副議長がその任務を代行し、議長あるいは副議長がその任務期間の満了以外の理由で欠けたときは、委員会の承認を得ることを条件に、残りの任務期間について、前任者と同じ加盟国の代表から選出されるものとする。
5. 議長の権限と任務は次のとおりとする：
- (a) 委員会の会合の開会と閉会を宣言すること；
  - (b) 委員会における討議を指揮すること；
  - (c) 発言の機会を与え、発言の時間を制限すること；
  - (d) 議長の議事運営について委員会の決定に付すことを要求する各代表の権利に従い、動議を処理すること；
  - (e) コンセンサスの存在を決定し、必要な場合には投票に付し、その結果を発表すること；
  - (f) 会合に対して、決定の論理的根拠を明らかにするよう指揮すること；
  - (g) 委員会に代わり、すべての加盟国、出席した国、団体、政府間機関及び非政府機関に配布するために、委員会の会合の進行についての報告書に署名すること；
  - (h) その他のこの規則に規定された権限及び責務を実行し、委員会の活動がその決定に基づき効果的に実施されることが確保されるよう判断し、事務局長に指示すること。

## 規則 5

- ・
- ・
- ・